

深川市立地適正化計画

（素案）

令和2年9月15日現在

目 次

1章 はじめに（立地適正化計画の概要）

- 1 立地適正化計画とは..... 1
- 2 計画策定の背景と目的 2
- 3 計画に定める事項（対象区域・計画期間・目標年次） 2

2章 深川市の現状と課題

- 1 人口の動向 3
- 2 土地利用の動向..... 8
- 3 都市機能施設の立地状況 14
- 4 交通 24
- 5 市の財政状況 27
- 6 都市計画を取り巻く市民意向 28
- 7 立地適正化に向けたまちづくりの課題 30

3章 まちづくりの方針

- 1 まちづくりの方針 31
- 2 目指すべき都市の骨格構造 33
- 3 課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー） 34

4章 誘導区域・誘導施設の設定

- 1 居住誘導区域の設定 36
- 2 都市機能誘導区域・誘導施設の設定 38

5章 届出制度

- 1 誘導区域外における届出 42
- 2 誘導区域内における届出 42

6章 都市機能および居住を維持・誘導するための施策

- 1 誘導区域における施策 43
- 2 その他の施策 45

7章 目標値の設定と評価方法

- 1 目標値の設定 48
- 2 計画の評価 48

1章 はじめに（立地適正化計画の概要）

1 立地適正化計画とは

都市におけるこれからのまちづくりは、急激に進む人口減少と少子高齢化を背景に、高齢者や子育て世代にとって安心できる、健康で快適な生活環境を維持しつつ、財政面および経済面においても、持続可能な都市経営を実現するために、医療、福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて、都市全体の構造を見直す『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで、まちづくりを進めていくことが重要です。

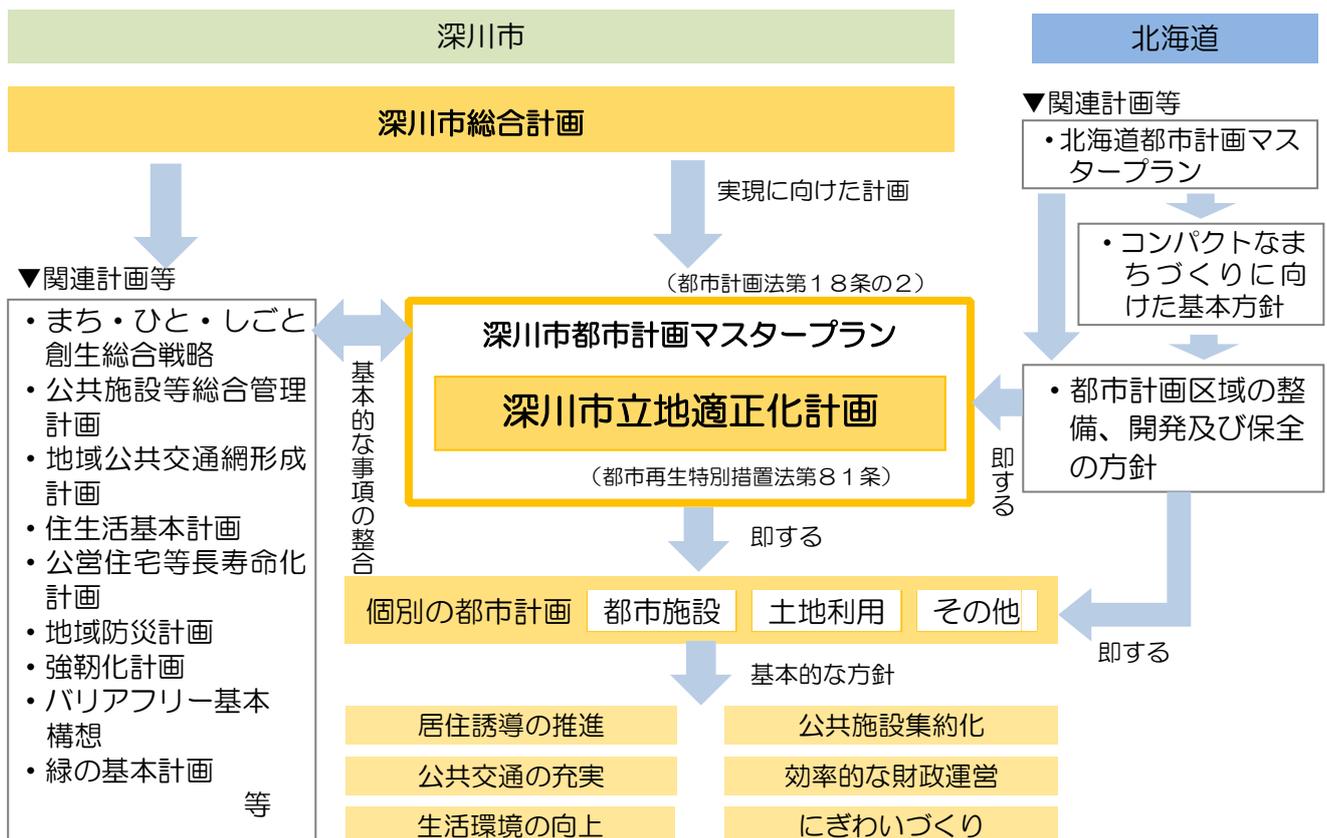
このような背景のもと、国において、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組めるよう、平成26年8月に「都市再生特別措置法」を改正して、市町村が「立地適正化計画」を策定できる制度を創設しました。

この制度は、インフラ整備や土地利用規制などの従来の制度に加え、民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを併せ持つ、新しいまちづくりを行うためのものです。

「深川市立地適正化計画」は、都市再生特別措置法（第81条）による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定め、「深川市都市計画マスタープラン」の一部とみなします。（都市再生特別措置法第82条）

よって、深川市都市計画マスタープランと同様、「深川市総合計画」及び北海道の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を上位計画とするとともに、他の部門別計画と整合を図ります。

図 1-1 計画の位置づけ



2 計画策定の背景と目的

深川市は四季折々の自然に恵まれた美味しく安全な食にあふれたまちとして、さらには北海道の米どころとして、古くから農業を基幹産業に農畜産物の加工製造などに力を注ぎ、まちづくりを進めてきました。

しかし、その後の人口減少や少子高齢化が進む中で、今後のまちづくりとしては、厳しい財政制約の下で、医療、福祉、商業などの生活サービス機能を維持し、必要な都市機能と公共サービスを集約させ、地域の活性化と生活利便性の向上および経営コストの効率化を図りながら、少ない人口であっても市民生活の満足度が高められるようなまちづくりを目指す必要があります。

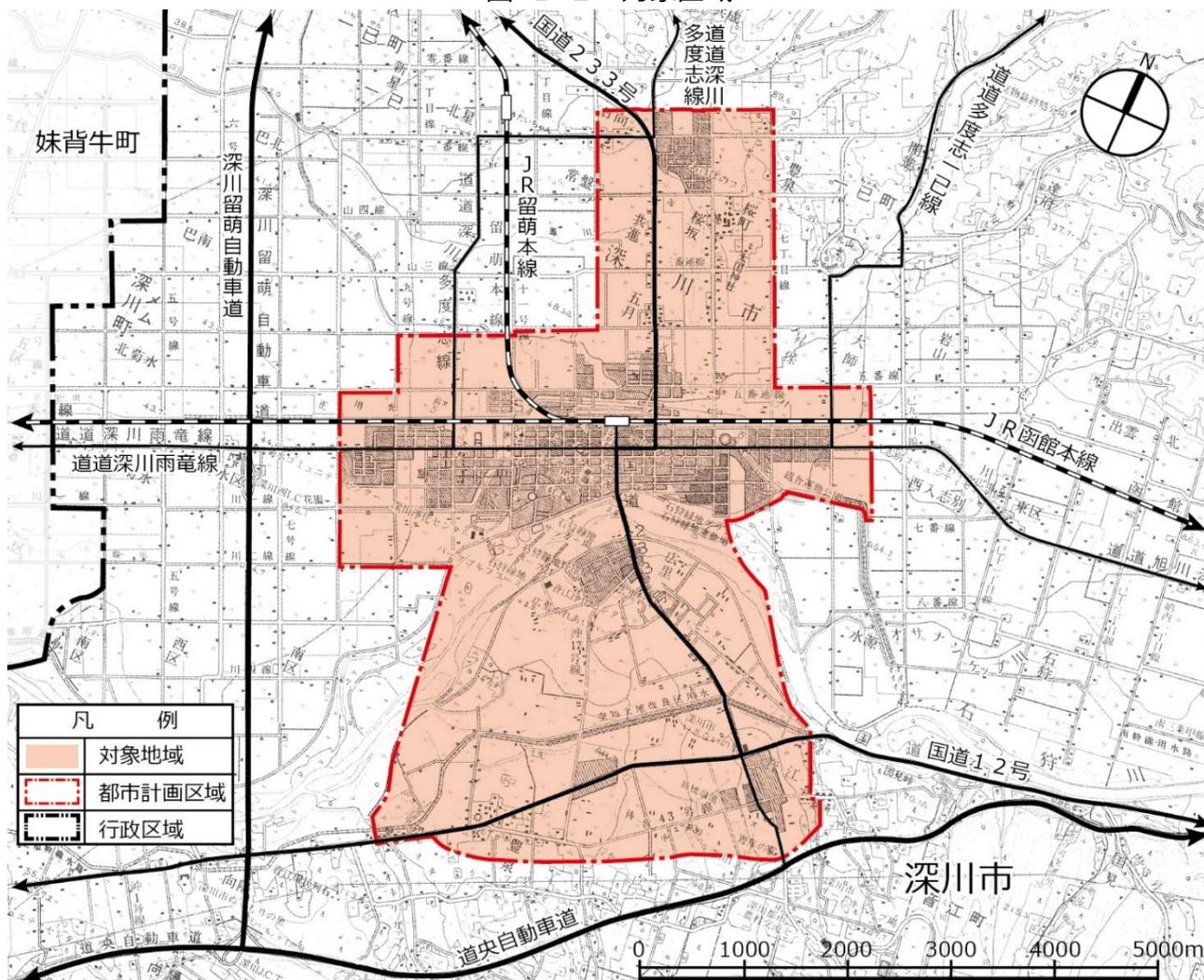
このような背景のもと、多くの市民に対して、まちなかへの居住誘導を促し、将来にわたり都市として持続可能となるまちづくりを進めるために、「深川市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの目標の実現を目指すため、「深川市立地適正化計画」を策定するものです。

3 計画に定める事項（対象区域・計画期間・目標年次）

都市計画運用指針より、都市計画区域全体（約2,353ha）を本計画の区域とします。

また、令和2（2020）年度を基準年とし、上位計画である深川市総合計画の計画期間と整合を図り、令和23（2041）年度までの22年間を計画期間とします。

図 1-2 対象区域



2章 深川市の現状と課題

1 人口の動向

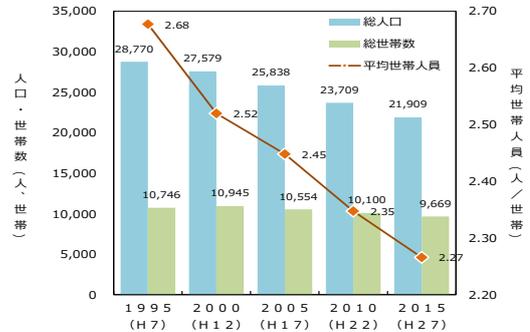
(1) 総人口・世帯数

a. 総人口・総世帯数の推移

本市の人口・世帯数は減少傾向であり、平成27年は21,909人、9,669世帯、20年前（平成7年）に比べて人口は23.8%、世帯数は10.0%減少しています。

平均世帯人員は一貫して減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

図2-1 総人口・世帯数・平均世帯人員の推移

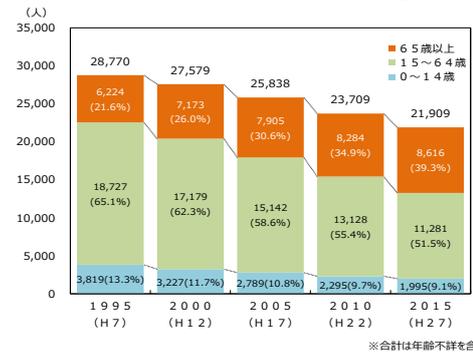


資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

b. 年齢別人口

年齢別人口をみると、平成27年では年少人口（0～14歳）が1,995人（9.1%）、生産年齢人口（15～64歳）が11,281人（51.5%）、高齢人口（65歳以上）が8,616人（39.3%）であり、総人口が減少する中、高齢人口は増加し、20年間で1.4倍となっています。

図2-2 年齢3区分別人口の推移



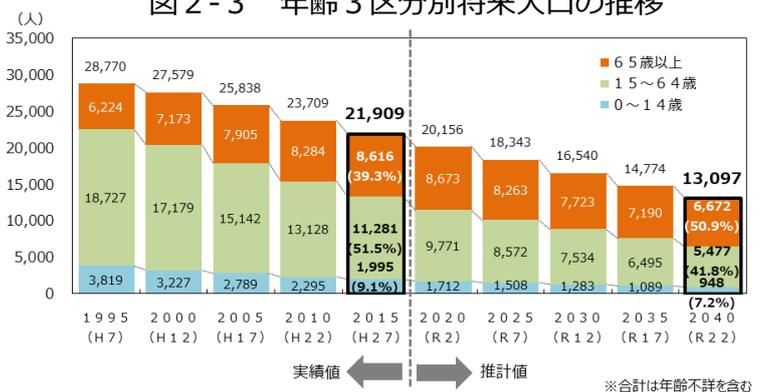
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

c. 将来人口推移

本市の将来人口※をみると、今後も減少傾向が続き、約20年後の令和22年では平成27年の6割程度になると推計されます。

一方で、少子高齢化は拡大し令和22年の高齢化率は50.9%まで増加します。

図2-3 年齢3区分別将来人口の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計）

※都市計画運用指針では、「人口等の将来の見通しは、（中略）国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来人口の値を採用すべき」としていることから、本計画では国立社会保障・人口問題研究所を採用した。

【分析結果】

人口減少への対応

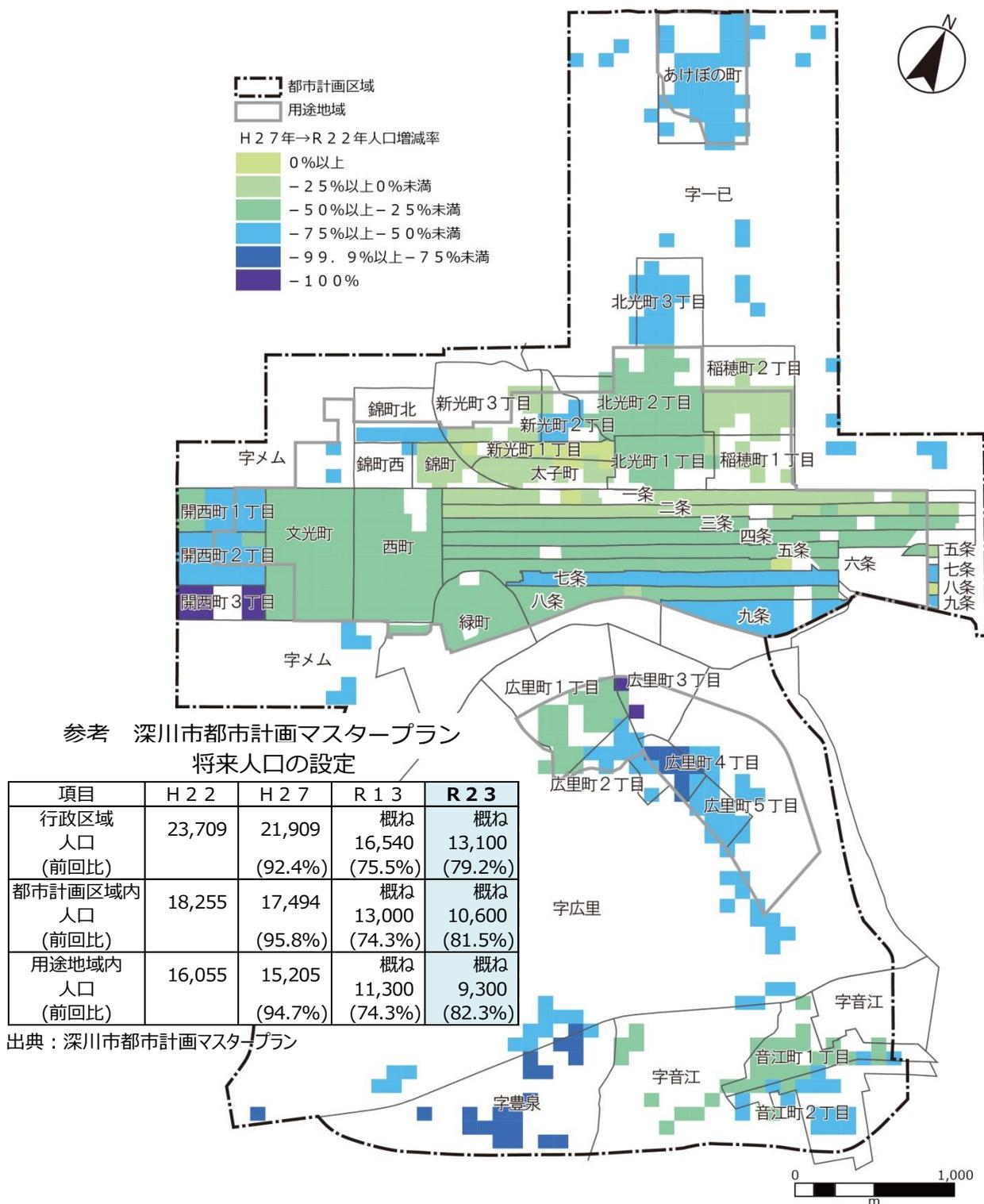
- 人口減少は今後も続き、約20年後の令和22年では、平成27年の約6割になることが推計されていることから、人口減少に対応したまちづくりが求められます。

(2) 都市計画区域内人口

a. 都市計画区域内人口

今後20年間について、人口が増加する地区はほとんどなく、多くの地区で人口が減少するとともに、広里市街地や用途地域外では5割以下となる地区も多くなることが推計されます。

図2-4 将来人口増減率（2015（平成27）→2040年（令和22））



資料：平成27年国勢調査結果（総務省統計局）

将来人口・世帯予測ツールV2※（H27国調対応版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）

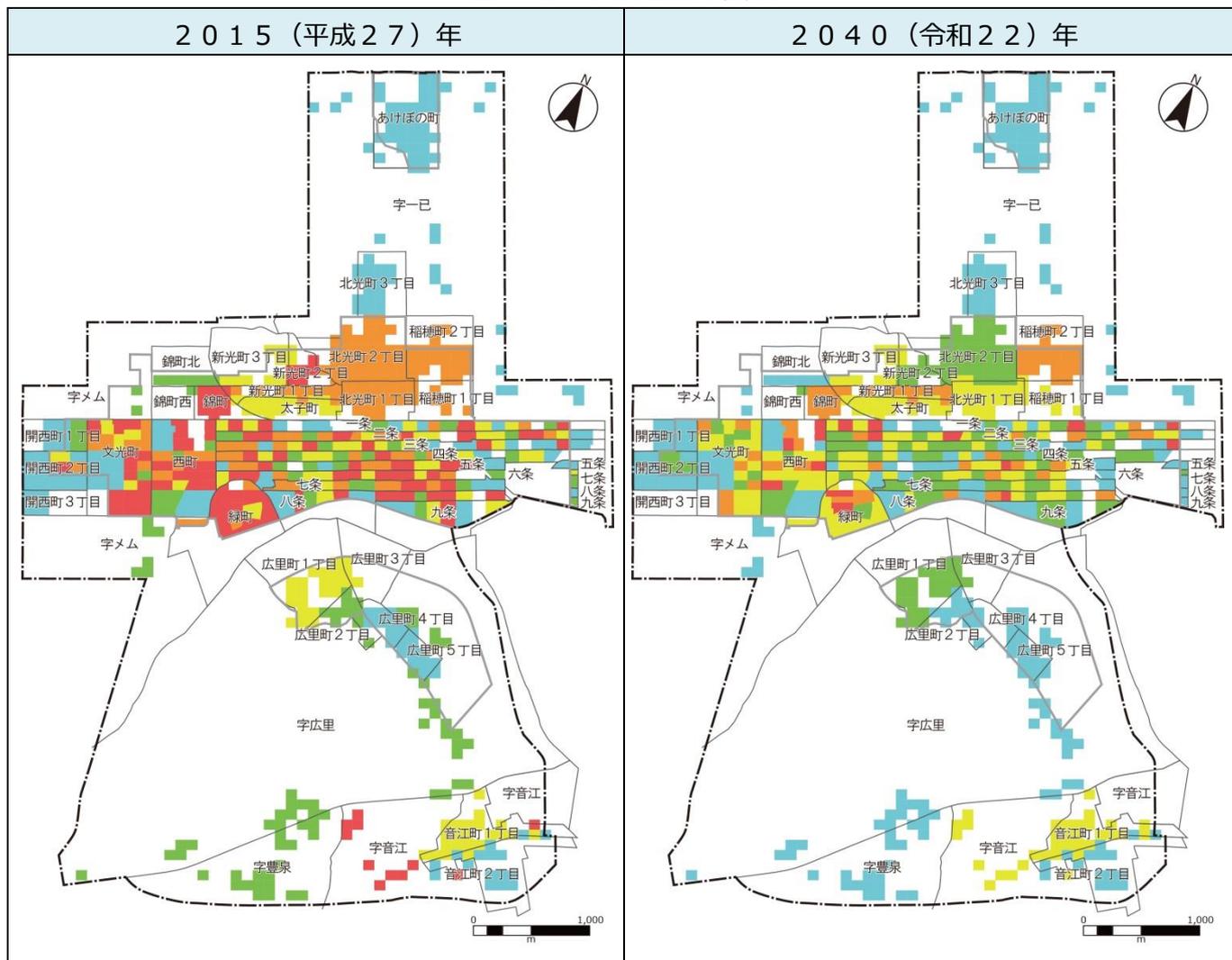
※小地域（町丁・字）単位の人口・世帯予測データを国土交通省国土数値情報の『土地利用細分メッシュデータ』の「建物用地」に分類されるメッシュ（100m）に対して、等配分し割り振るものです。

（深川市街地のみ街区単位で再区分）

b. 都市計画区域内人口密度

現在は、20～30人/ha以上の地区が多くを占めていますが、今後、人口減少に伴い、令和22年には、10～20人/ha及び20～30人/haの地区が多くを占めることが推計されます。

図2-5 人口密度の変化

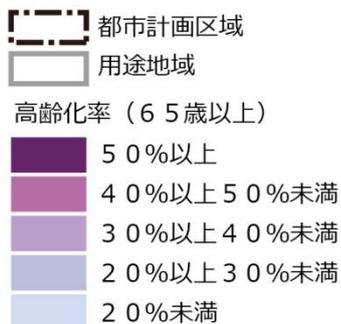
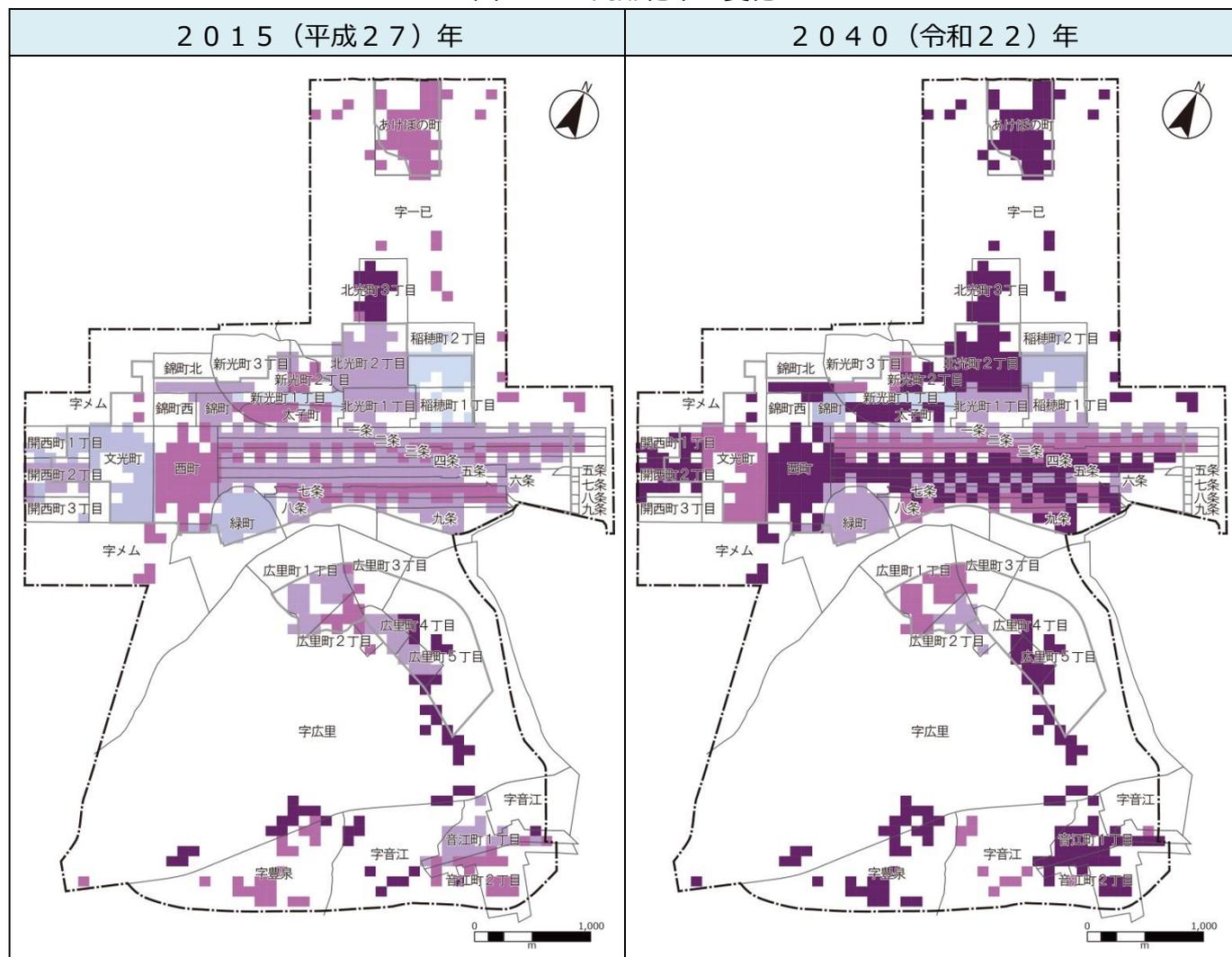


資料：平成27年国勢調査結果（総務省統計局）
 将来人口・世帯予測ツールV2（H27国調対応版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）
 ※深川市街地のみ街区単位で再区分

c. 都市計画区域内高齢者人口

現在は、高齢化率30～50%未満の地区が多くを占めていますが、今後も高齢化の進行が予測され、令和22年には大部分の地区で高齢化率が50%以上になると推計されます。

図2-6 高齢化率の変化

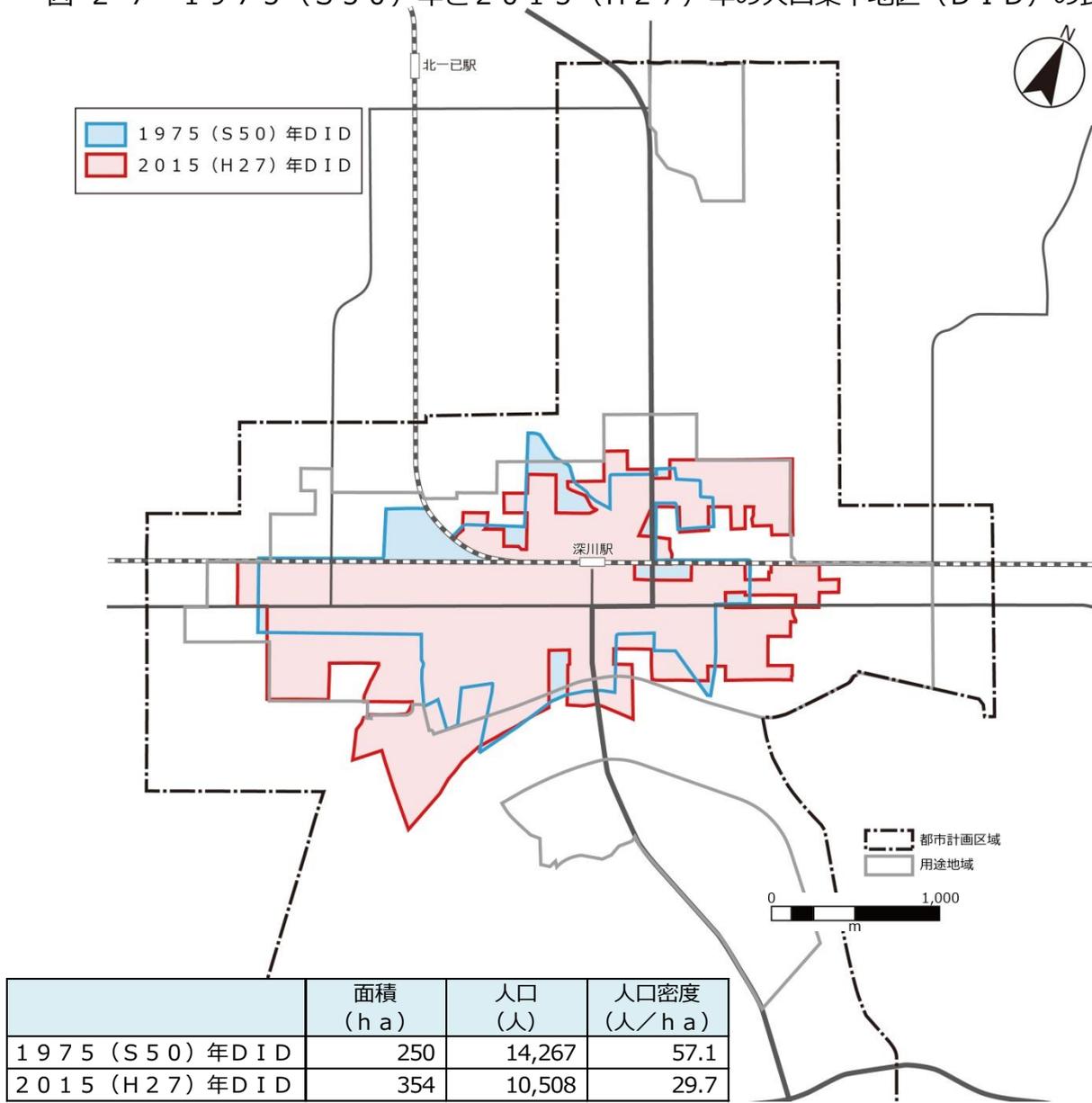


資料：平成27年国勢調査結果（総務省統計局）
 将来人口・世帯予測ツールV2（H27国調対応版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）

d. 人口集中地区（D I D）の比較

昭和50年と平成27年の人口集中地区（D I D）※を比較すると、総人口は昭和50年の方が多（14,267人）ですが、D I Dは約100ha広がっていることから、市街地が薄く拡大していることが伺え、人口密度は昭和50年の57.1人/h aから平成27年は29.7人/h aと低下しています。

図 2-7 1975（S50）年と2015（H27）年の人口集中地区（D I D）の比較



資料：国土数値情報

※人口集中地区（D I D）：原則として人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区等が互いに隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域

【分析結果】

市街地の低密度化

- 市街地の低密度化が進行しており、人口減少に合わせた市街地規模の設定と人口誘導が必要となっています。

郊外部の高齢化対策

- 人口減少に加え、高齢化の進行も予測されている中で、特に郊外においては高齢者が安心して生活を維持できる居住環境対策が重要となります。

2 土地利用の動向

(1) 土地利用

a. 土地利用の現状

本市は北海道のほぼ中央に位置し、面積約530km²、東西22km、南北47kmです。

本市の北部から南に雨竜川が、南部には、北海道第一の長流石狩川が貫流し、この両河川を中心に両翼に開ける平地に市街地と水田、畑が形成されています。

表 2-1 地目別面積 (単位 : km²)

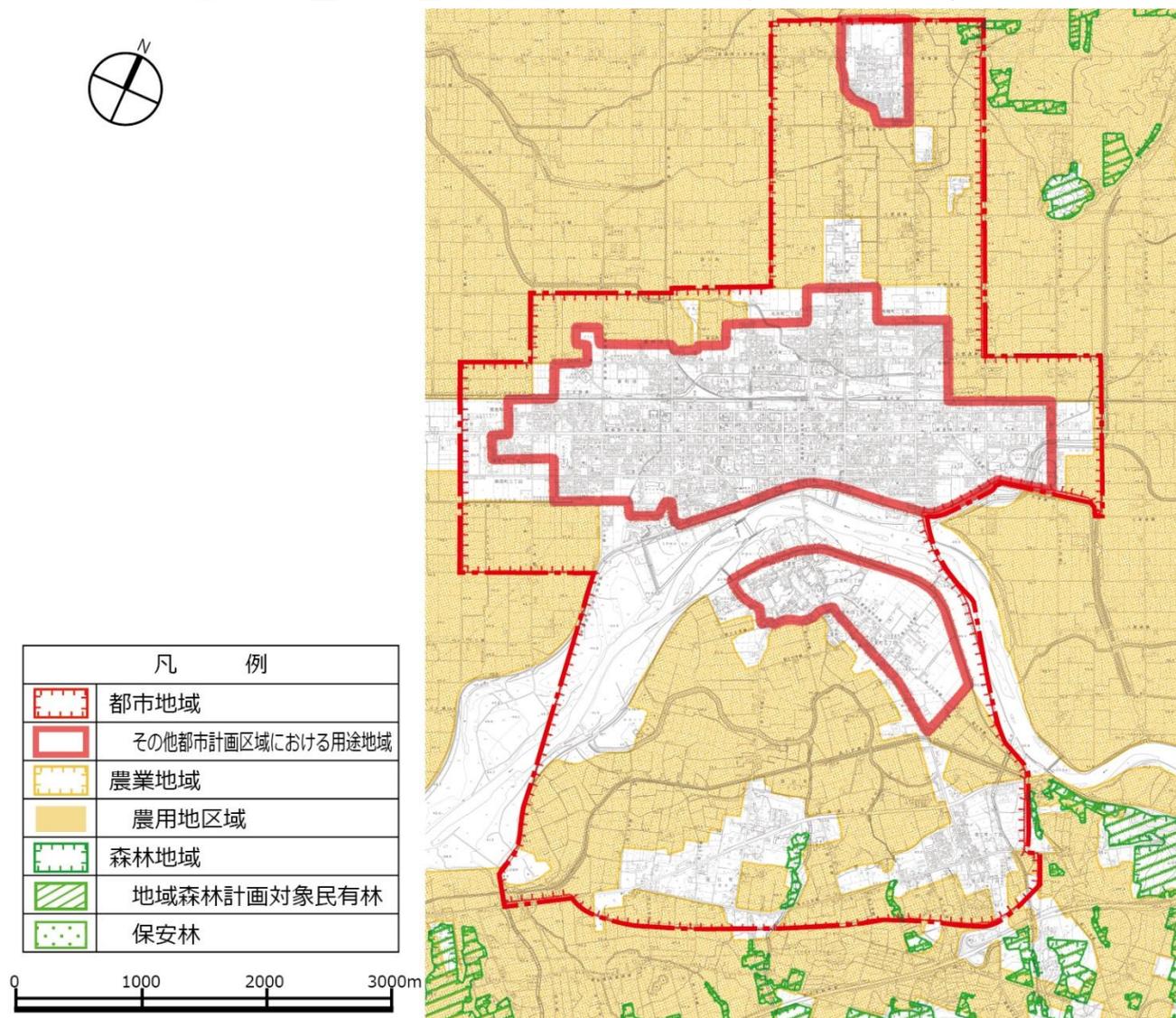
地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総面積
面積	91.19	29.20	8.94	0.97	291.56	24.32	7.04	76.20	529.42
	17.2%	5.5%	1.7%	0.2%	55.1%	4.6%	1.3%	14.4%	100.0%

資料：平成31年北海道統計書

※地目別の面積は、各市町村において、1月1日現在で土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている土地のうち、総評価地積と非課税地積を合計したもの。

※地目別面積の合計と総面積が異なるため地目別の構成比の合計は100%にはならない。

図 2-8 土地利用基本計画図 (都市地域・農業地域・森林地域)

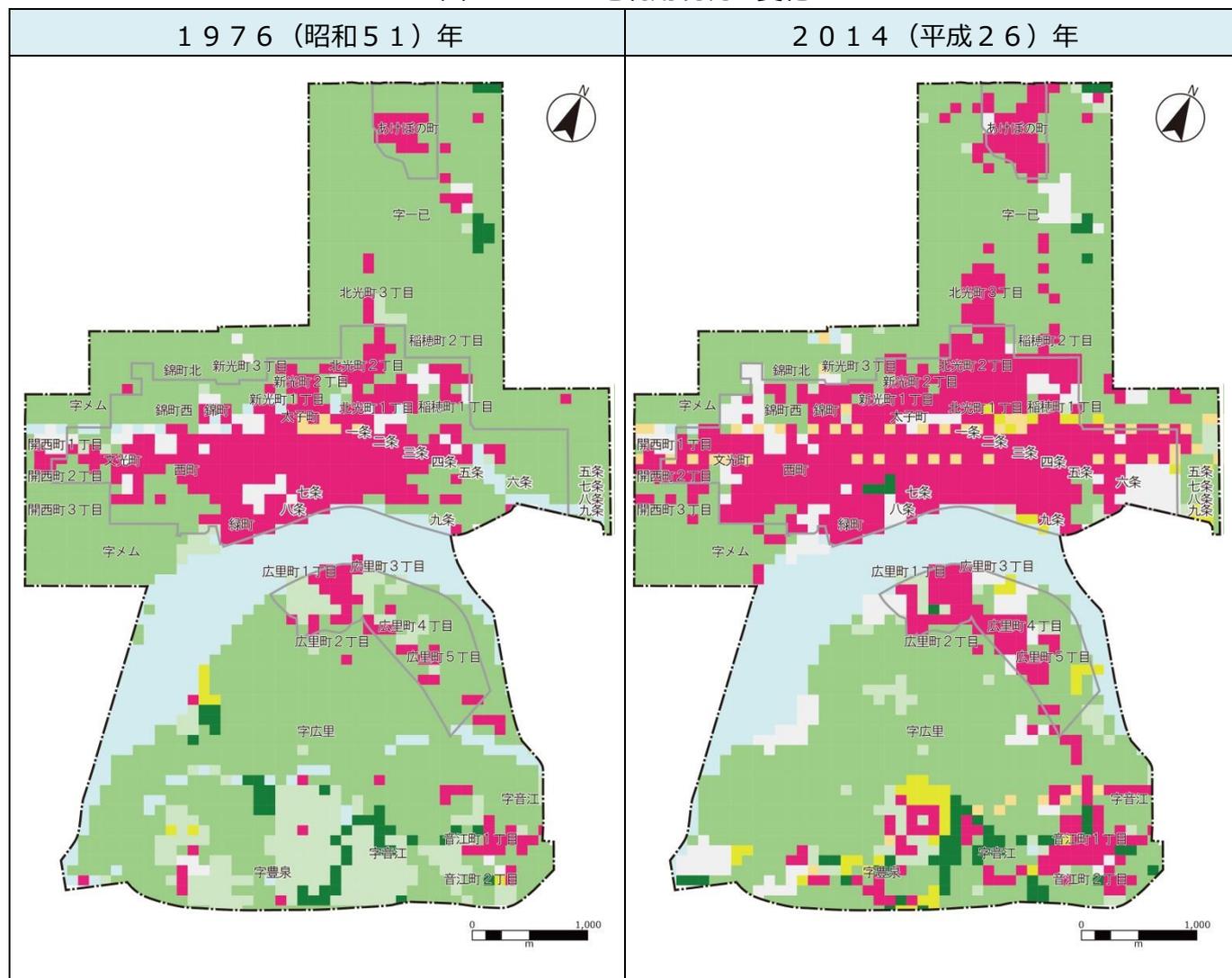


資料：国土数値情報

b. 土地利用動向の状況

昭和51年と平成26年の土地利用を比較すると、深川市街地、あけぼの市街地、広里市街地、音江市街地の各市街地及び国道12号沿道で、建物用地が拡大しています。

図 2-9 土地利用現況の変化

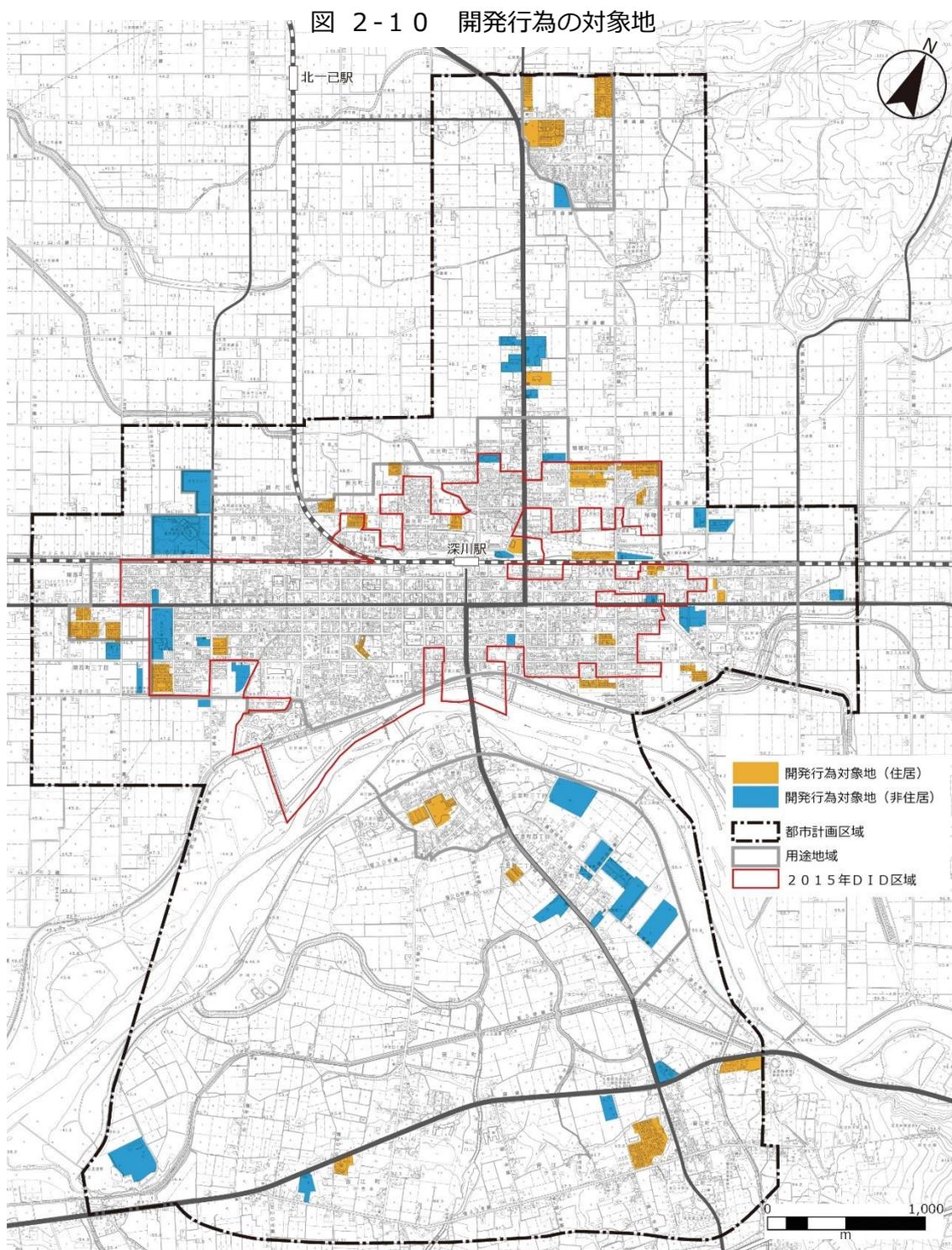


- 都市計画区域
- 用途地域
- 土地利用種別
- 田
- その他農用地
- 森林
- 荒地
- 建物用地
- 幹線交通用地
- その他の用地
- 河川及び湖沼

資料：国土数値情報

(2) 開発行為の状況

昭和50年度から平成30年度末時点における開発行為をみると、深川市街地の郊外、国道12号及び233号沿道、広里工業団地内で実施されています。



資料：深川市調べ

【分析結果】

市街地拡大の抑制

- これまでも計画的な土地利用を推進してきましたが、今後は市街地拡大を抑制するための一層の規制が必要です。

(3) 空き地・空き家の状況

a. 低未利用地

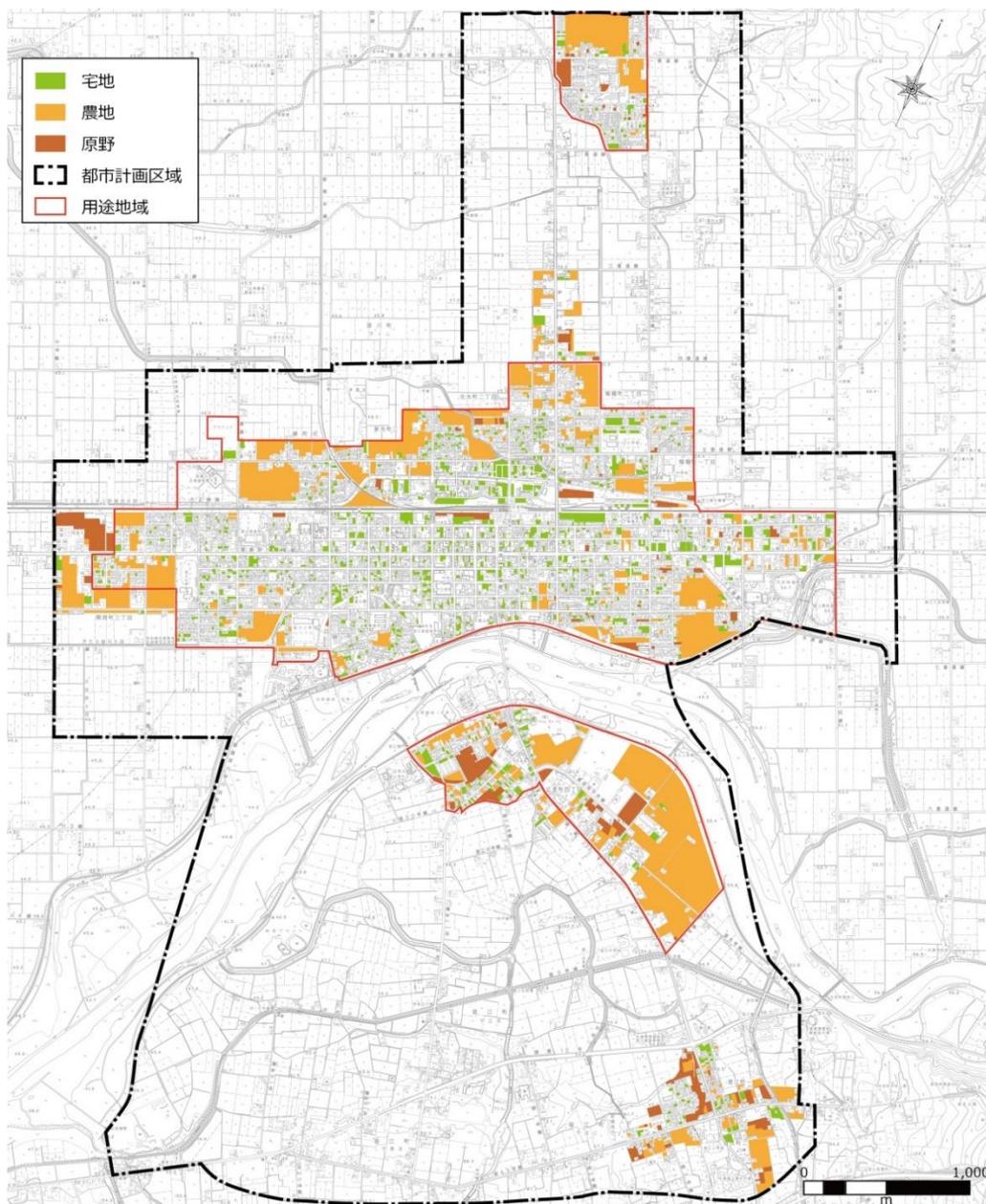
平成23年度の都市計画区域内における低未利用地（宅地（未利用宅地・資材置き場・青空駐車場等）、農地、原野）の状況を見ると、深川市街地は約128ha、あけぼの市街地は約15ha、広里市街地は56ha、音江市街地は約1haであり、合わせて約214haとなっています。深川市街地中心部は狭小な宅地未利用地が点在している状況です。

表 2-2 低未利用地の状況（単位：㎡）

	宅地	農地	原野	合計
深川市街地	353,769	796,953	106,500	1,257,222
あけぼの市街地	15,496	112,000	18,511	146,007
広里市街地	40,328	449,160	74,479	563,967
音江市街地	21,019	92,815	59,321	173,155
合計	430,612	1,450,928	258,811	2,140,351

資料：平成23年深川都市計画基礎調査

図 2-1-1 低未利用地の状況



資料：平成23年深川都市計画基礎調査

b. 空家

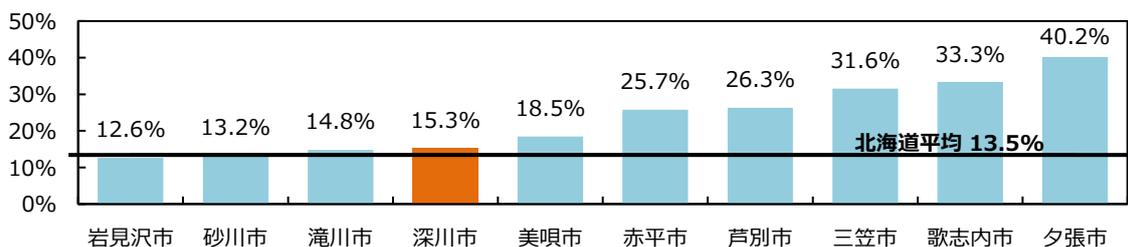
深川市の住宅数は平成30年現在で10,950戸となっており、空家率は15.3%です。空知管内の他市と比較すると、岩見沢市、砂川市、滝川市より高く、その他の市より低くなっています。

表 2-3 北海道、深川市の住宅数、空家数

	a.普通世帯数 (世帯)	b.住宅数 (戸)	c.空家数 (戸)	d=b-a 住宅の過不足 (戸)	e=b/a 住宅の過不足率 (%)	f=c/b 空家率 (%)
北海道	2,425,600	2,807,200	379,800	381,600	115.7%	13.5
深川市	9,190	10,950	1,670	1,760	119.2%	15.3

資料：平成30年住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）

図 2-12 空家率の比較



資料：平成30年住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）

平成27年度から28年度に実施した深川市街地の空家等状況調査では、JR深川駅前から道道沿いに東西に向かって空店舗、空家が多くあります。特に市街地中心部は、空き店舗が集中しています。

図 2-13 空家の状況



資料：深川市調べ（平成27～28年度調査実施）

【分析結果】

宅地未利用地の拡大

- 人口・世帯減少が進行すると、空家や宅地未利用地の増加が想定されることから、有効活用が求められています。

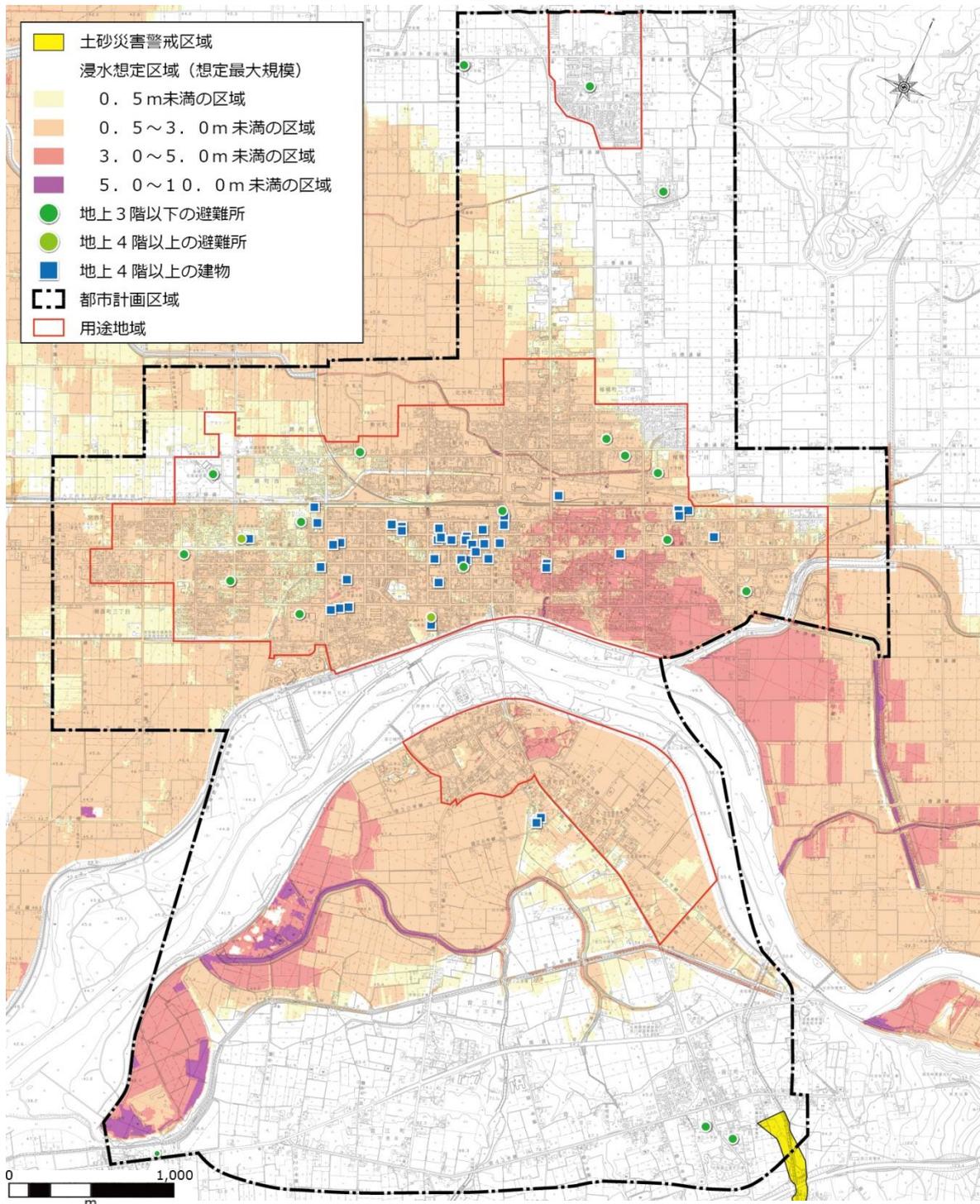
市街地中心部の再活性化対策

- 交通利便性の高い深川駅を中心とした市街地中心部の定住・流入人口を増加するためのまちづくり方策が必要となっています。

(4) 災害の想定される区域

都市計画区域内での災害想定をみると、想定最大規模（年超過確率1/1000程度）の降雨の場合の浸水想定で用途地域内のほぼ全域が浸水するとされています。また、音江市街地の音江川周辺に土砂災害警戒区域が1箇所あります。

図2-14 災害の想定される区域



資料：国土数値情報

【分析結果】

自然災害への備え

- 特に深川市街地においては、浸水等自然災害へ対応しながらまちづくりを進めることが重要です。

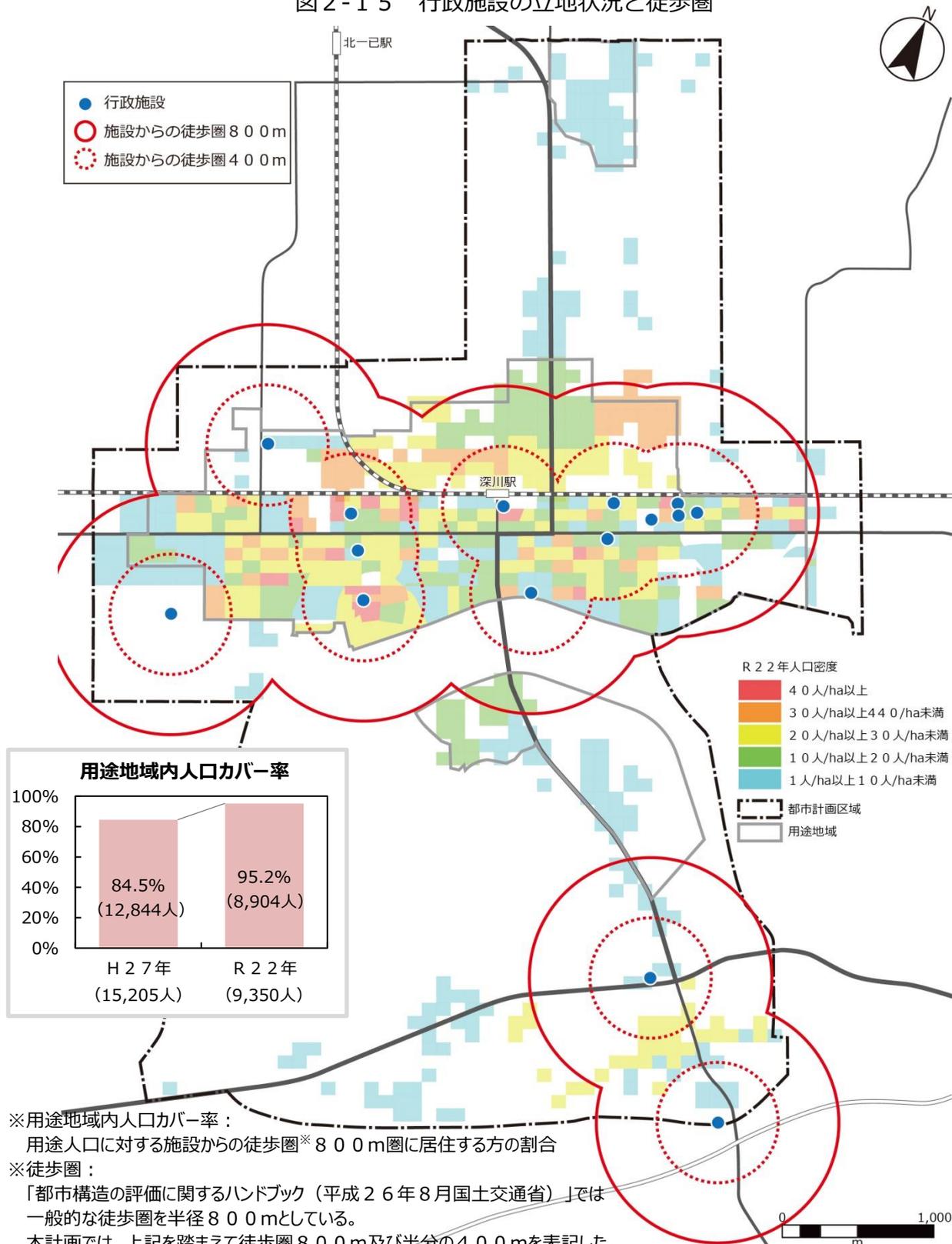
3 都市機能施設の立地状況

(1) 都市機能施設別立地状況

a. 行政施設

行政施設は、深川、音江市街地に立地しています。平成27年現在の用途地域内人口カバー率※84.5%、令和22年では95.2%と10.7ポイント増加します。

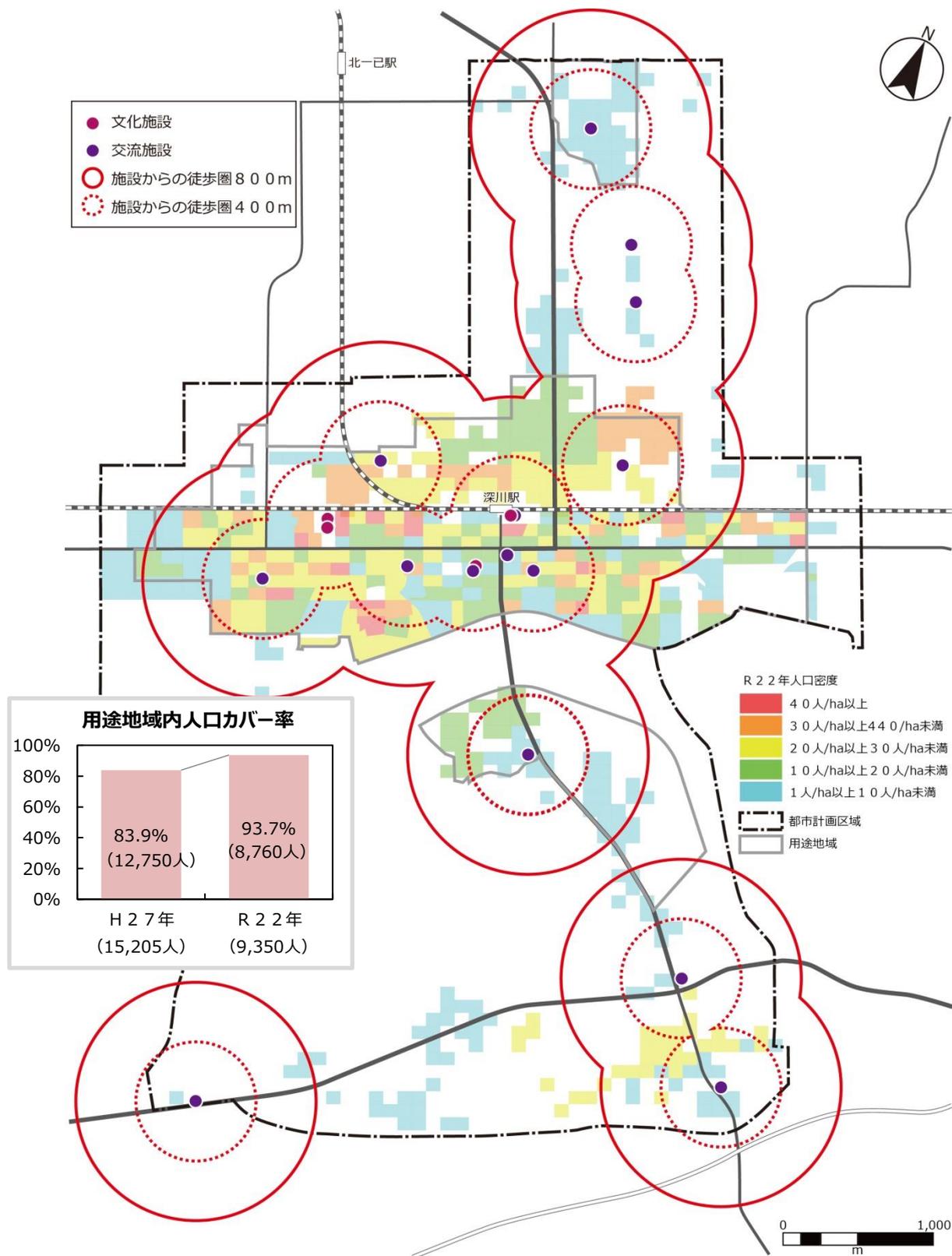
図2-15 行政施設の立地状況と徒歩圏



b. 文化・交流施設

文化・交流施設は、都市計画区域内で点在しています。平成27年現在の用途地域内人口カバー率は83.9%、令和22年では93.7%と9.8ポイント増加します。

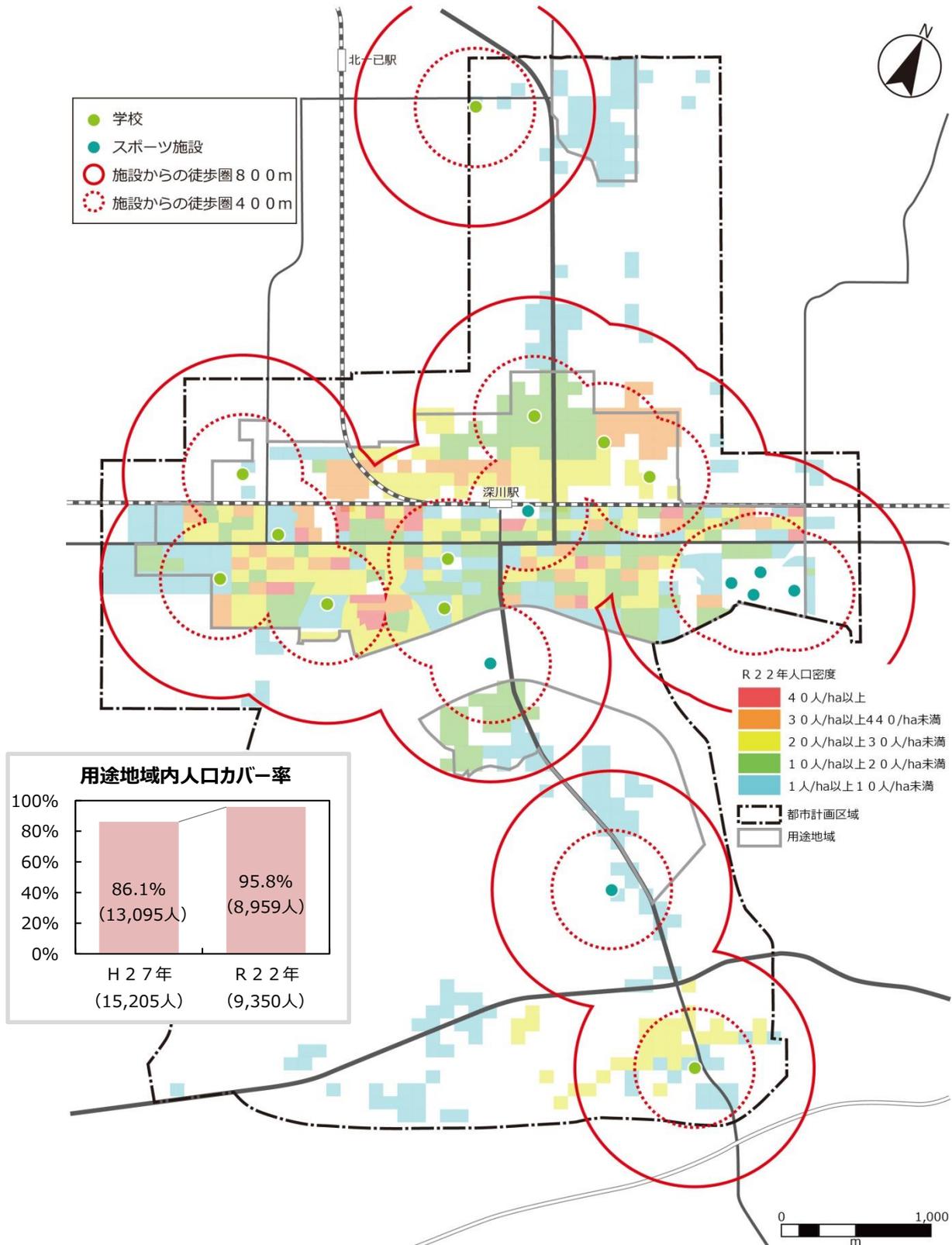
図 2-16 文化・交流施設の立地状況と徒歩圏



c. 学校・スポーツ施設

学校は、深川、あけぼの、音江市街地、スポーツ施設は深川市街地と用途地域外に立地しています。平成27年現在の用途地域内人口カバー率は86.1%、令和22年では95.8%と9.7ポイント増加します。

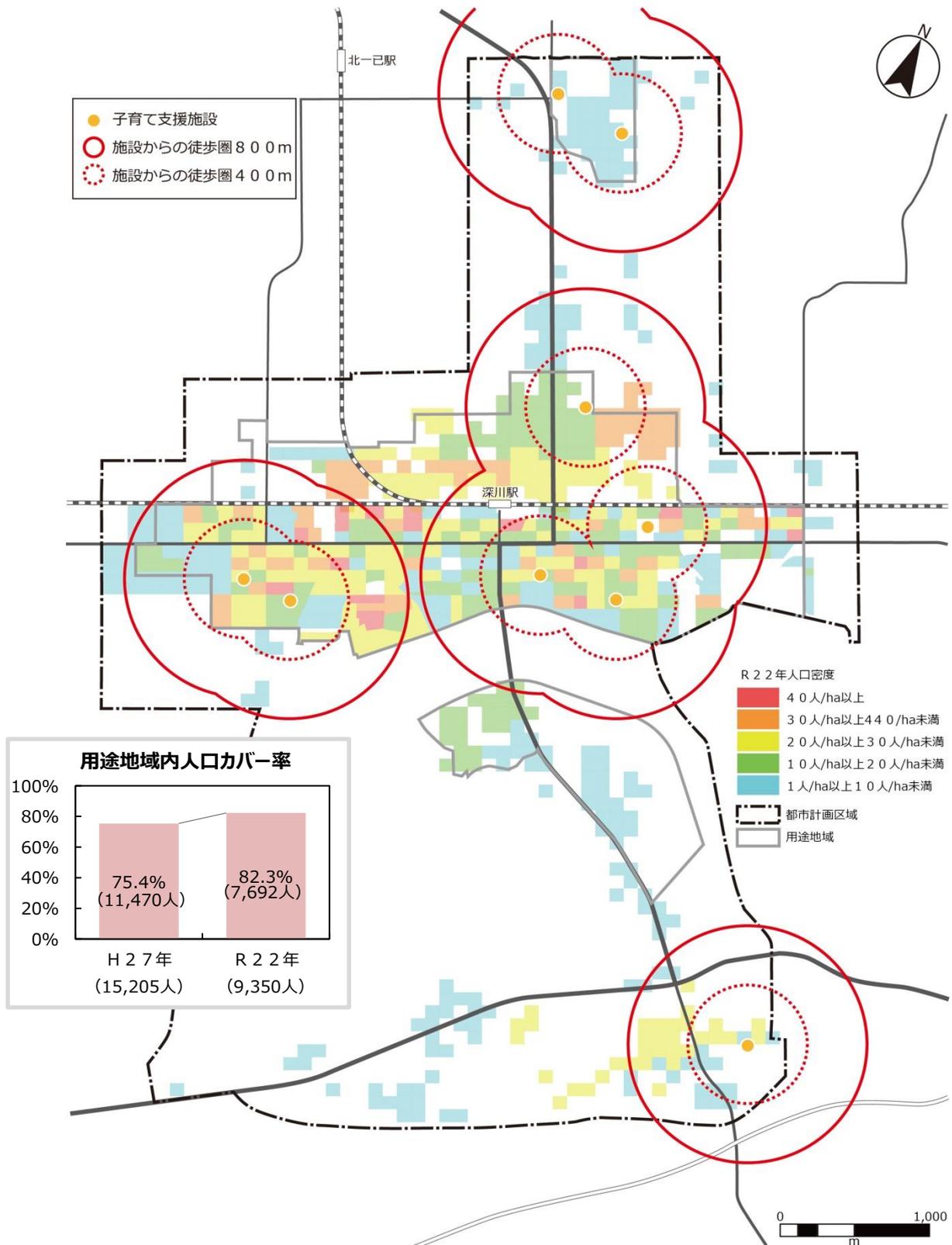
図 2-17 学校・スポーツ施設の立地状況と徒歩圏



d. 子育て支援施設

子育て支援施設は、深川、あけぼの、音江市街地に立地しています。平成27年現在の用途地域内人口カバー率は75.4%、令和22年では82.3%と6.9ポイント増加します。

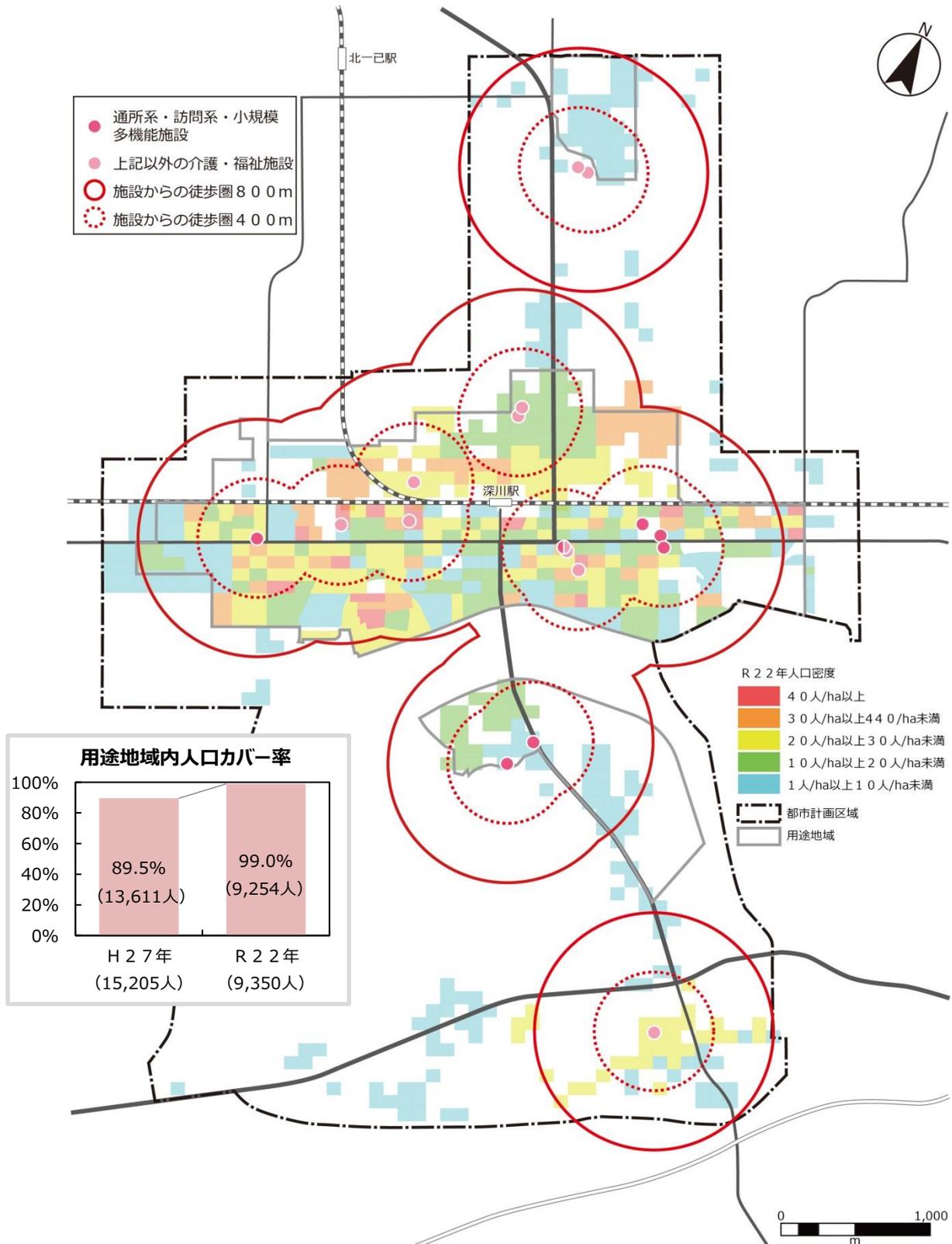
図2-18 子育て支援施設の立地状況と徒歩圏



e. 介護・福祉施設

通所系・訪問系・小規模多機能施設は、深川、広里市街地に立地しています。それ以外の介護・福祉施設は、深川、音江市街地及びあけぼの市街地郊外に立地しています。平成27年現在の用途地域内人口カバー率は89.5%、令和22年では99.0%と9.5ポイント増加します。

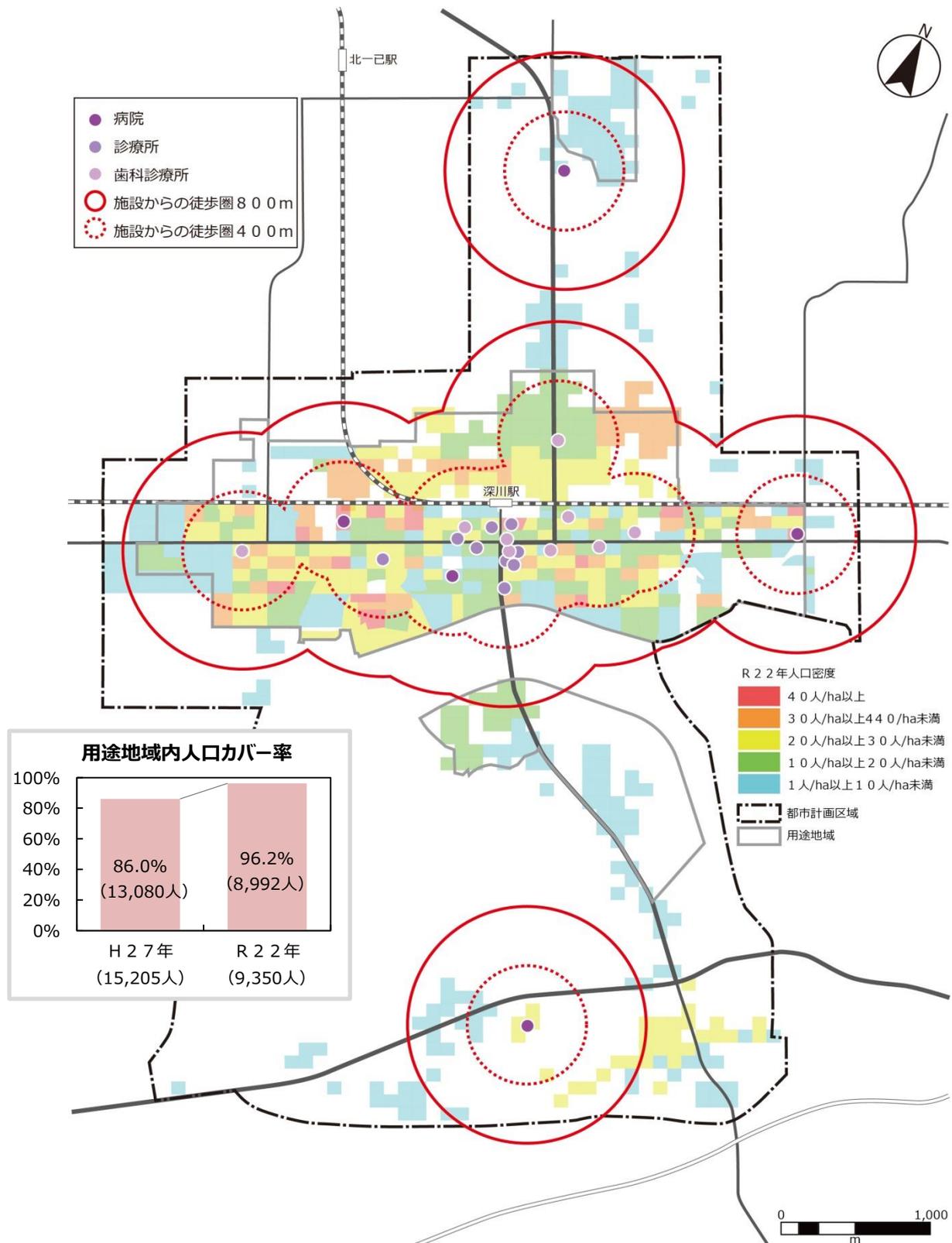
図 2-19 介護・福祉施設の立地状況と徒歩圏



f. 医療施設

病院は深川市街地及びあけぼの市街地郊外、音江市街地郊外に立地しています。診療所及び歯科診療所は全て深川市街地に立地しています。平成27年現在の用途地域内人口カバー率は86.0%、令和22年では96.2%と10.2ポイント増加します。

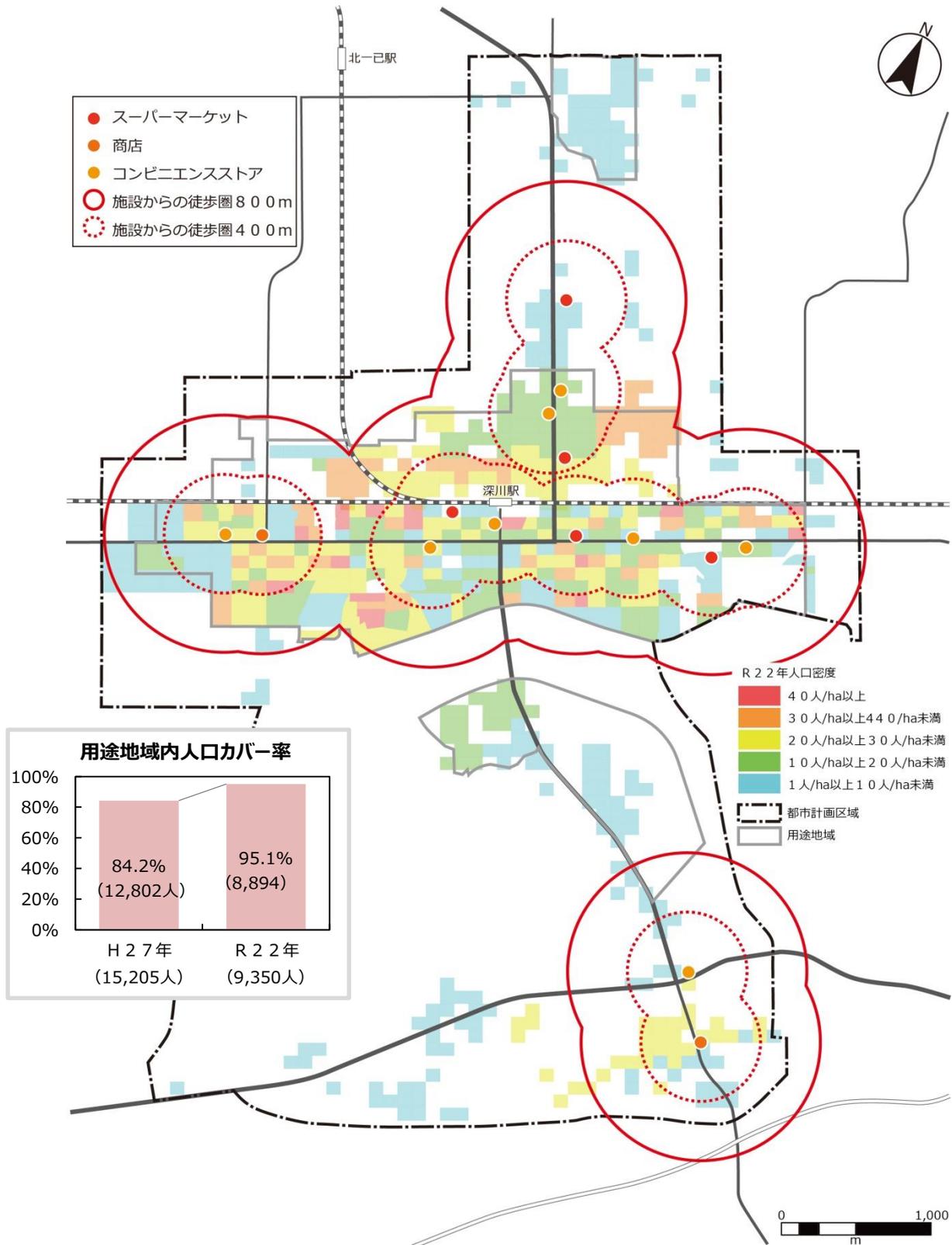
図2-20 医療施設の立地状況と徒歩圏



g. 商業施設

スーパーマーケットは深川市街地及び深川市街地郊外に立地しています。商店、コンビニエンスストアは、深川、音江市街地に立地しています。平成27年現在の用途地域内人口カバー率は84.3%、令和22年では95.2%と11ポイント増加します。

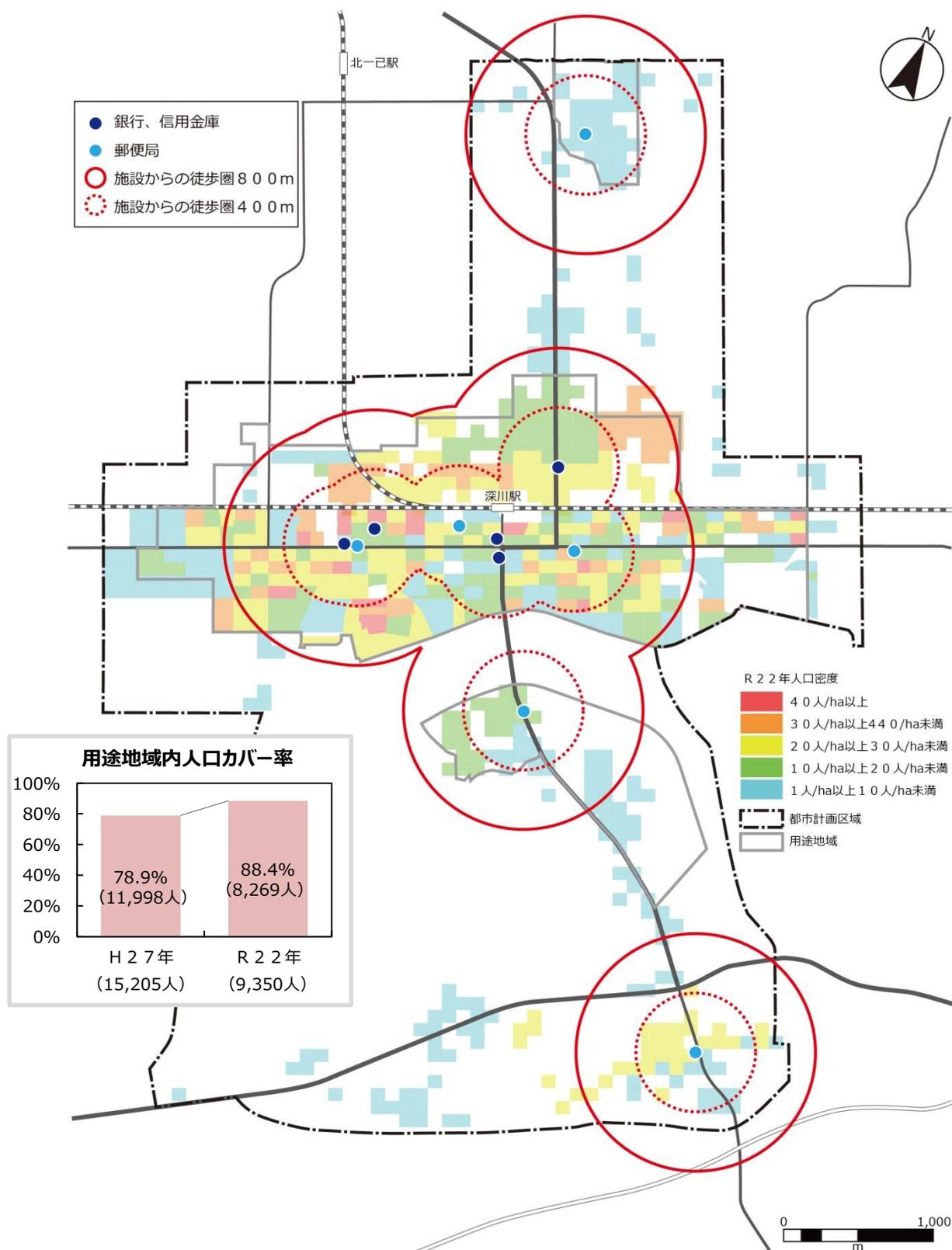
図2-21 商業施設の立地状況と徒歩圏



h. 金融施設

銀行、信用金庫は、全て深川市街地に立地しています。郵便局は、深川、あけぼの、広里、音江市街地に立地しています。平成27年現在の用途地域内人口カバー率は78.9%、令和22年では88.4%と9.5ポイント増加します。

図2-22 金融施設の立地状況と徒歩圏

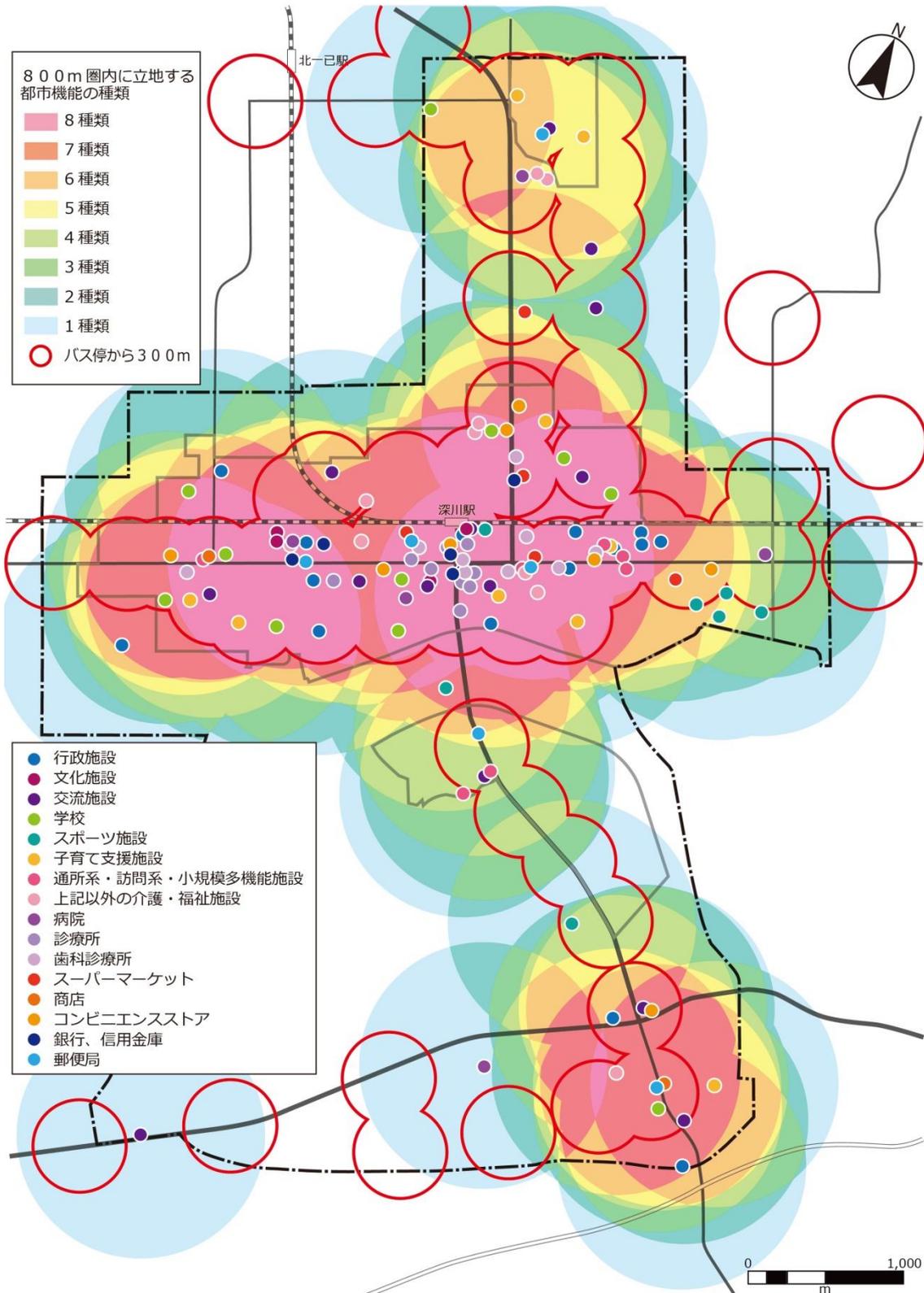


(2) まとめ

a. 都市機能施設立地状況のまとめ

都市機能施設は、深川市街地中心部に多様な種類が立地しており、同一機能が近接しています。一方で広里市街地は、あけぼの、音江市街地に比べ少ない状況です。また、あけぼの市街地郊外に都市機能施設が複数立地する等、用途地域外での立地も見られます。

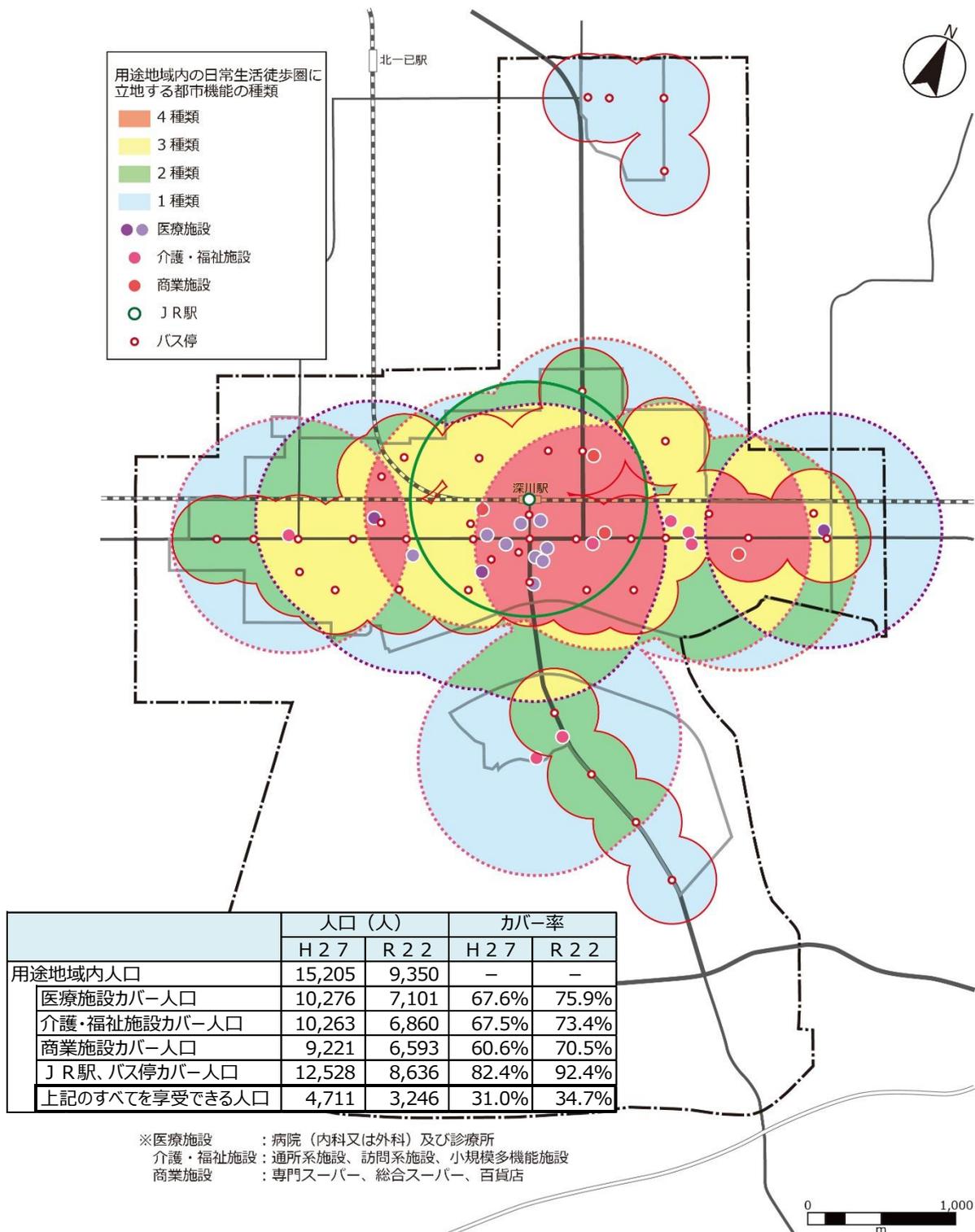
図2-23 都市機能等のまとめ



b. 日常生活サービス圏

日常生活サービス（医療、介護・福祉、商業、交通機能）圏をみると、深川駅周辺と深川市街地の東西の一部で全てのサービスが徒歩圏内となっています。一方であけぼの市街地は交通機能（バス停）のみ、音江市街地については該当機能がありません。平成27年現在の用途地域内日常生活サービス人口カバー率は31.0%にとどまりますが、令和22年では34.7%と3.7ポイント増加します。

図 2-24 日常生活サービス施設と公共交通施設の立地状況と徒歩圏



【分析結果】

市街地中心部の都市機能維持

- 深川市街地中心部にある都市機能の維持を図るため、公共施設の集約化や機能の複合化・多機能化等の利便性向上が求められます。

市街地間のネットワーク強化

- あけぼの、広里、音江市街地においては、日常サービスが不足していることから、市街地間の交通ネットワークの強化により利便性向上を図ることが必要です。

4 交通

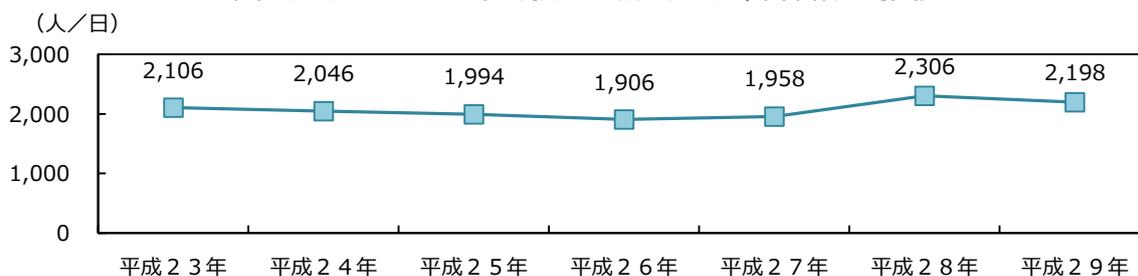
(1) 公共交通の現状と交通手段

本市の公共交通は、JR、民間バスがあります。

JR深川駅の1日当たり乗降客数は平成23年から2,000人前後で横ばいに推移しています。一方で路線バスの年間利用者数は、平成22年の888,845人から減少しており、令和元年は580,862人と平成22年から約35%減少しています。また、平成27年現在の用途地域内人口カバー率は82.0%となっています（後述 図2-31参照）。

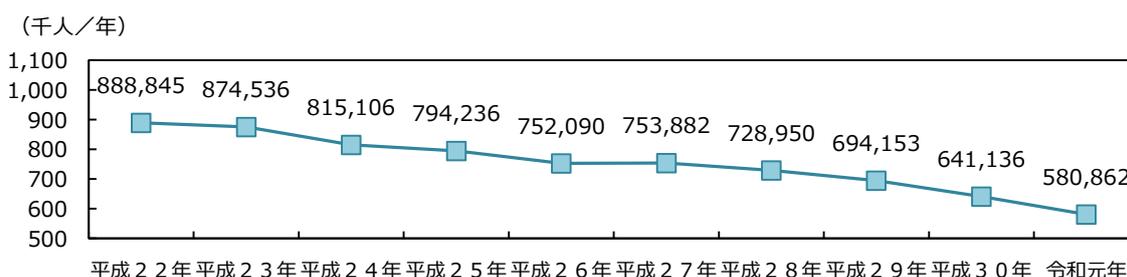
本市の自家用車分担率をみると、67.4%と7割弱が通勤・通学時に自家用車を利用しています。また、自動車保有状況の推移をみると、近年は一貫して増加している状況であり、交通手段においては自動車に依存していることがうかがえます。

図 2-25 JR深川駅の1日当たり乗降客数の推移



資料：国土数値情報

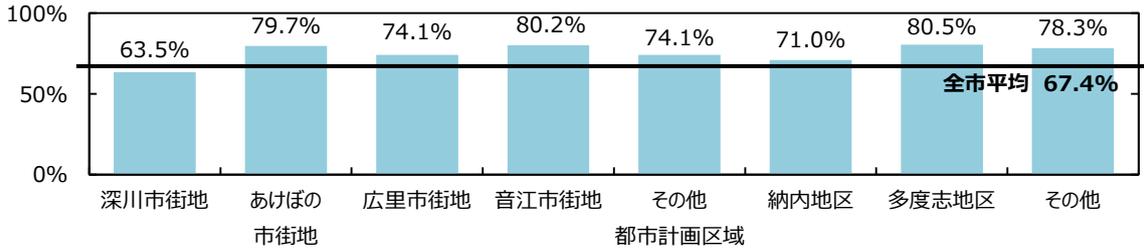
図 2-26 路線バスの年間利用者数の推移



資料：深川市調べ

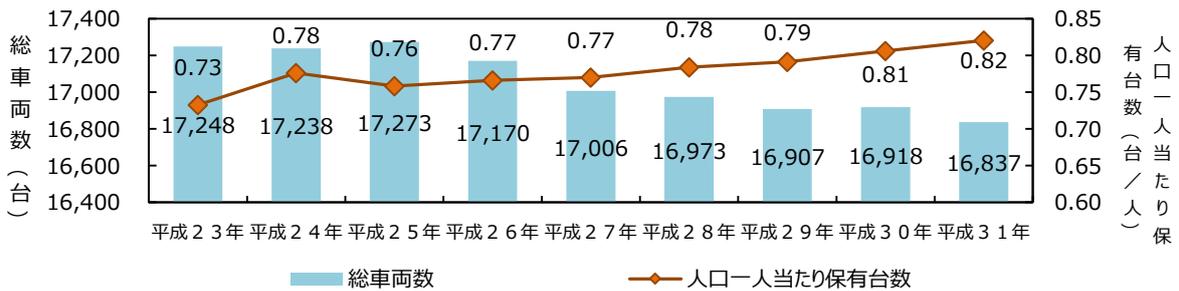
資料：深川市調べ

図 2-27 地域別自家用車分担率



資料：平成 27 年国勢調査（自家用車分担率 = 自家用車利用者数 / 就業者・通学者総数）

図 2-28 自動車保有数・人口一人当たり保有台数の推移



資料：北海道運輸局 市町村別保有車両数年報

(2) JR・バスの利用頻度 (市民アンケート)

普段のJRの利用頻度は、「数か月に1回程度」が52.6%と過半を占め、以下、「利用しない」が34.9%、「ほぼ毎日」、「1週間に2~3回程度」、「1週間に1回程度」、「1ヶ月に1~3回程度」を合わせた定期利用は12.5%となっています。

普段のバスの利用頻度は、「利用しない」が71.9%と7割強を占め、以下、「数か月に1回程度」が20.9%、「ほぼ毎日」、「1週間に2~3回程度」、「1週間に1回程度」、「1ヶ月に1~3回程度」を合わせた定期利用は4.0%のみとなっています。

図 2-29 普段のJRの利用頻度 (市民アンケート)

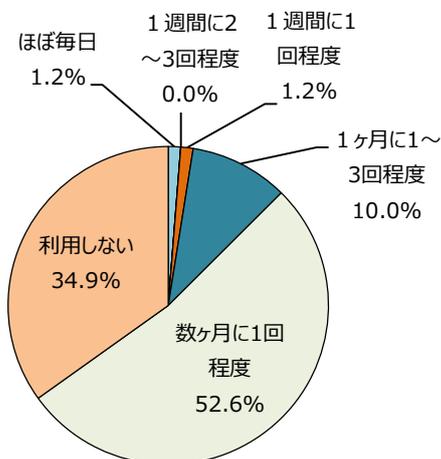


図 2-30 普段のバスの利用頻度 (市民アンケート)

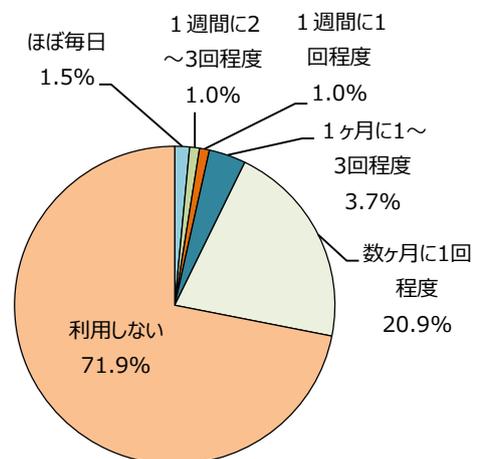
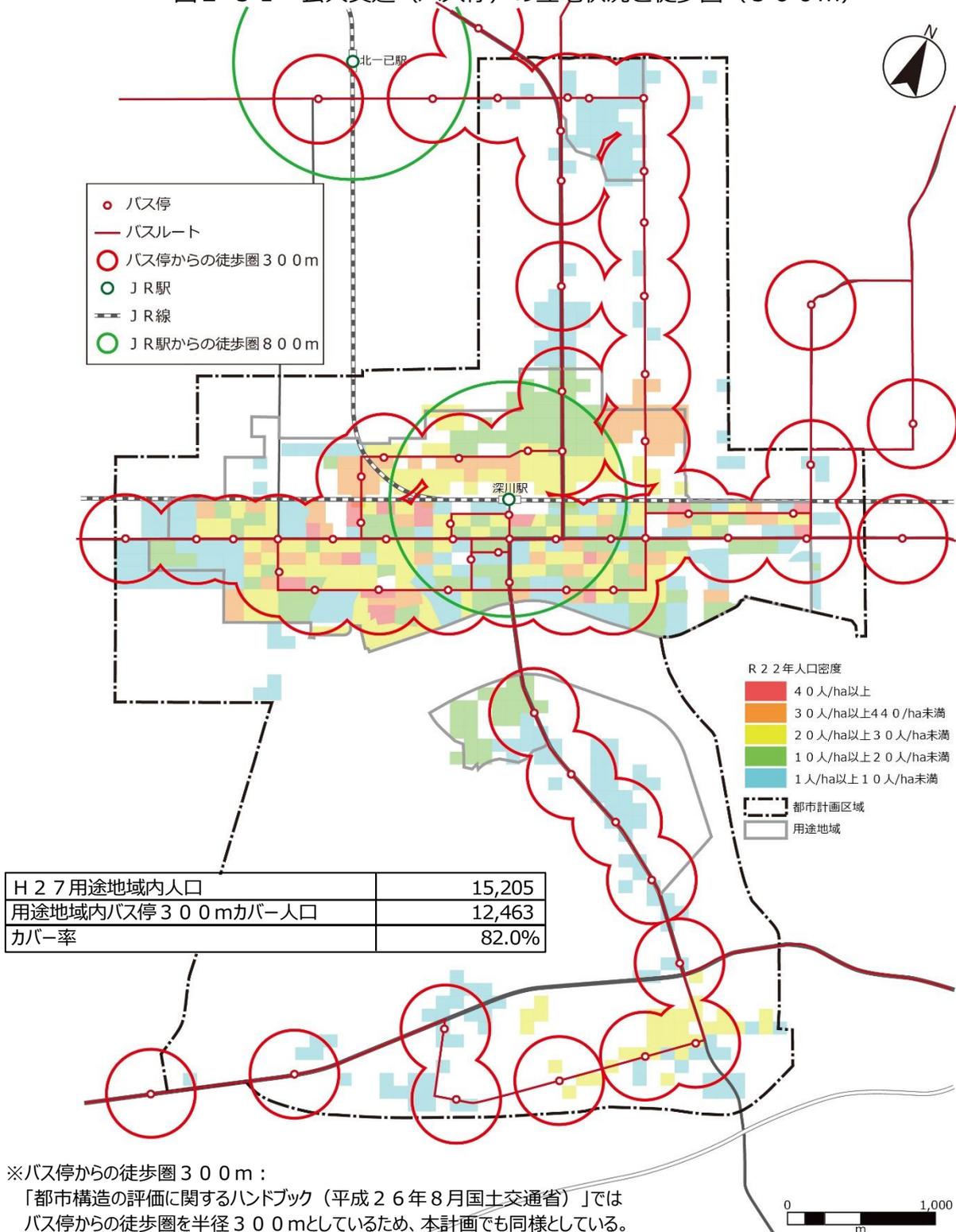


図2-31 公共交通（バス停）の立地状況と徒歩圏（300m）



※バス停からの徒歩圏300m：
「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月国土交通省）」では
バス停からの徒歩圏を半径300mとしているため、本計画でも同様としている。

【分析結果】

公共交通利用者減少への対応

- 市内移動を担うバス交通については、通勤・通学者や高齢者等の交通弱者にとって利用しやすいシステムが必要です。

車社会への対応

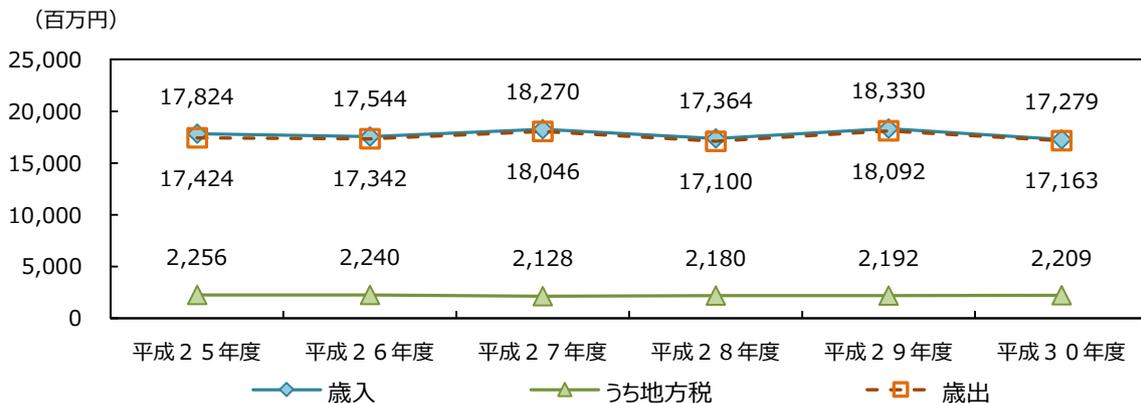
- 自動車利用が日常化する中で、都市機能が集積する市街地中心部は対応が必要となっています。

5 市の財政状況

(1) 財政状況の推移

近年の財政状況は、170～180億円程度で推移しています。そのうち、自主財源となる地方税の歳入状況をみると、近年は約21～22億円で推移しており一定していますが、将来的に人口減少、少子高齢化が一層拡大する中で地方税を含む歳入は減少することが予想されます。

図2-32 歳入・歳出の推移



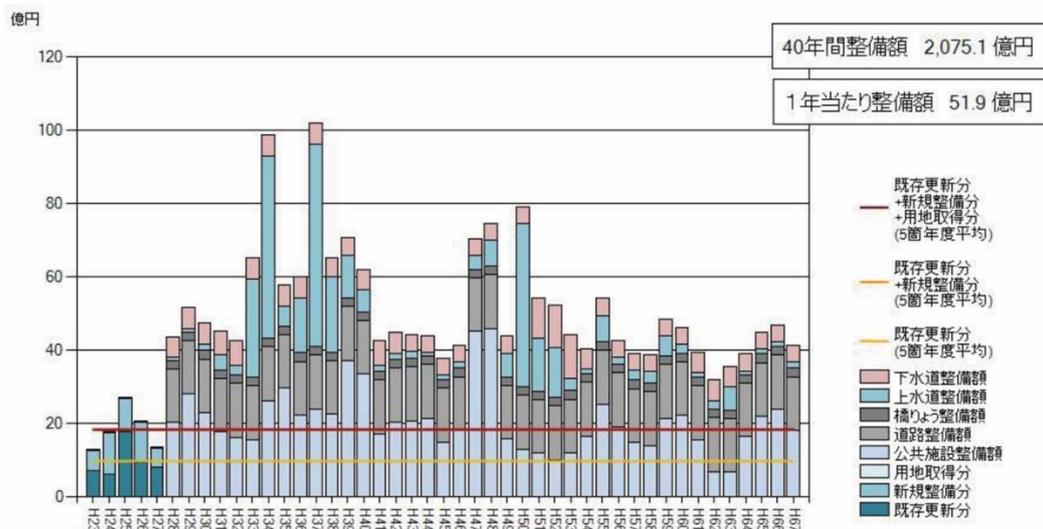
資料：深川市ホームページ 財政状況資料集・財政状況等一覧表

(2) 公共施設の将来更新費用

「深川市公共施設等総合管理計画」によると、平成27年度現在で現有の公共施設等を保有し続けた場合の更新に必要なコストは、40年間で2,075.1億円、年平均51.9億円、投資的経費実績の年平均18.5億円と比較して約2.8倍と試算されています。

今後の人口減少を見据え、公共施設等の適切な配置が必要であるといえます。

図2-33 公共施設等（公共施設・インフラ施設）の将来更新費用推計



出典：深川市公共施設等総合管理計画

【分析結果】

都市運営コスト削減対策

- 歳入の減少が予想される中で、公共施設をはじめ都市運営コストの削減が求められています。

6 都市計画を取り巻く市民意向

本計画の策定に当たって、令和元年12月に市内在住の満20歳以上の方から無作為に抽出した1,200人を対象としたアンケート調査を実施しました（回収率34.3%）。

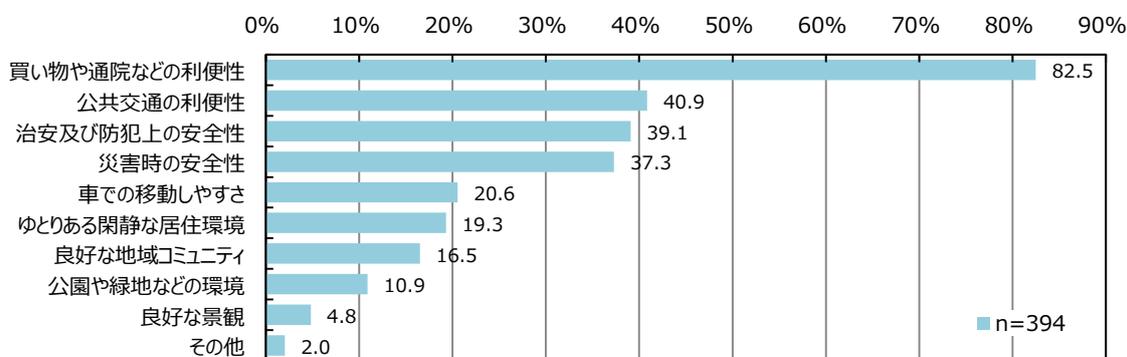
アンケート調査結果から、日常生活実態、市街地のイメージ・整備意向、暮らしやすさなどを把握します。

(1) 深川市での暮らしについて

a. 居住環境で重要と考えるもの

居住環境で重要と考えるものは、「買い物や通院などの利便性」が82.5%ととりわけ多く、以下、多い順に、「公共交通機関の利便性」40.9%、「治安及び防犯上の安全性」39.1%、「災害時の安全性」37.1%となっています。

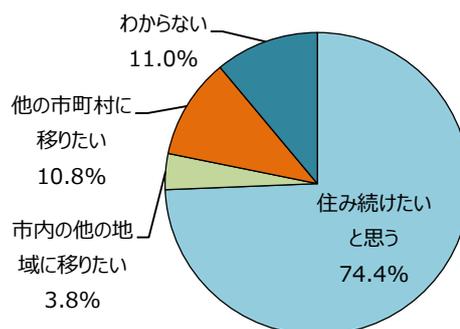
図 2-34 居住環境で重要と考えるもの（複数回答）



b. 将来の居留意向

今後の居留意向は、「住み続けたいと思う」が74.4%と約3/4を占め、次いで、「わからない」11.0%、「他の市町村へ移りたい」10.8%、「市内の他の地域に移りたい」3.8%となっています。「住み続けたいと思う」と「市内の他の地域に移りたい」を合わせた市内での居留意向は78.2%です。

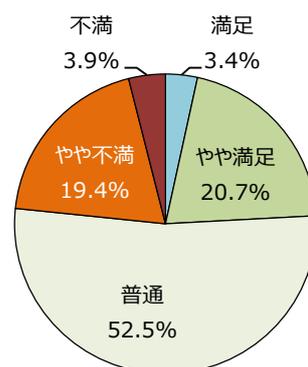
図 2-35 将来の居留意向



c. 生活環境全般の満足度

深川市の生活環境全般の満足度を5段階評価してもらった結果は下表のとおりです。平均点は3.0点です。

図 2-36 生活環境全般の満足度



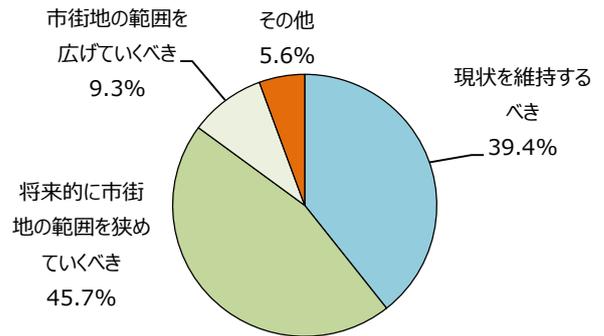
※満足度5を5点、満足度4を4点、満足度3を3点、満足度2を2点、満足度1を1点とした合計を回答者数で割った平均点

(2) 深川市の「まちづくり」について

a. 将来の市街地範囲について

将来の深川市の市街地の範囲については、「将来的に市街地の範囲を狭めていくべき」が45.7%と半数弱を占め、「現状を維持するべき」が39.4%、「市街地の範囲を広げていくべき」が9.3%となっています。

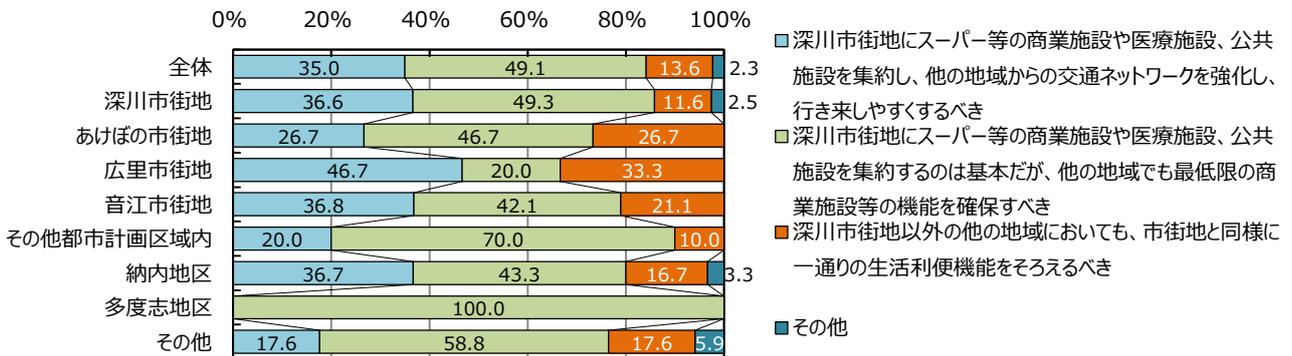
図 2-37 将来の市街地の範囲



b. 将来の深川市街地と音江、納内、多度志等の地域との関係

将来の深川市街地と音江、納内、多度志等との関係は、「深川市街地にスーパー等の商業施設や医療施設、公共施設を集約するのは基本だが、他の地域でも最低限の商業施設等の機能を確保すべき」が49.1%と概ね半数を占め、「深川市街地にスーパー等の商業施設や医療施設、公共施設を集約し、他の地域からの交通ネットワークを強化し、行き来しやすくするべき」が35.0%、「深川市街地以外の他の地域においても、市街地と同様に一通りの生活利便機能をそろえるべき」が13.6%となっています。

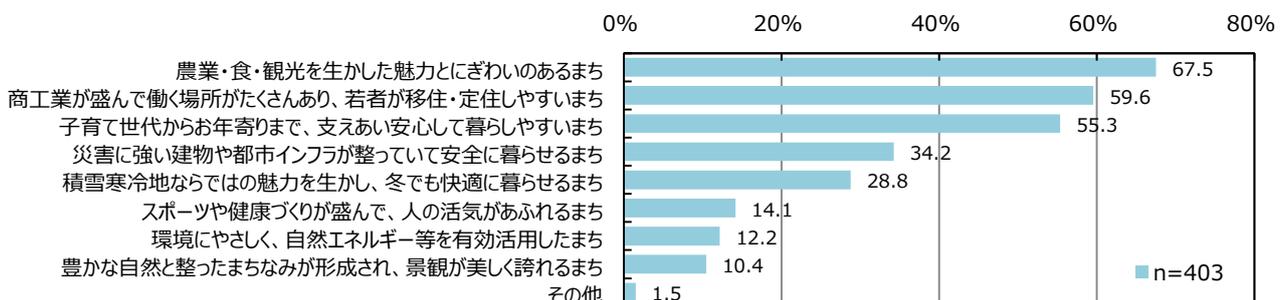
図 2-38 将来の深川市街地と音江、納内、多度志等の地域との関係



c. 希望する将来のまちの姿（複数回答）

希望する将来のまちの姿は、「農業・食・観光を生かした魅力とにぎわいのあるまち」が67.5%と最も多く、次いで「商工業が盛んで働く場所がたくさんあり、若者が移住・定住しやすいまち」が59.6%、「子育て世代からお年寄りまで、支えあい安心して暮らしやすいまち」が55.3%、「子育て世代からお年寄りまで、支えあい安心して暮らしやすいまち」が55.3%、「災害に強い建物や都市インフラが整っていて安全に暮らせるまち」が34.2%、「積雪寒冷地ならではの魅力を生かし、冬でも快適に暮らせるまち」が28.8%、「スポーツや健康づくりが盛んで、人の活気があふれるまち」が14.1%、「環境にやさしく、自然エネルギー等を有効活用したまち」が12.2%、「豊かな自然と整ったまちなみが形成され、景観が美しく誇れるまち」が10.4%となっています。

図 2-39 希望する将来のまちの姿（複数回答）



7 立地適正化に向けたまちづくりの課題

本市の都市計画を取り巻く現状や市民意向結果を踏まえ、今後の立地適正化に向けたまちづくりの課題を整理します。

課題1：将来人口規模に合わせた市街地のコンパクト化が必要

- <具体的な課題>
- ・人口減少の進行
 - ・市街地拡大の抑制
 - ・都市運営コスト縮減対策
 - ・市街地中心部の低密度化
 - ・宅地未利用地の拡大

本市の人口は、約20年後の令和22年に平成27年の約6割になると推計されています。

一方で、今後の居留意向に対する市民アンケート結果では、約75%が「住み続けたいと思う」と回答しており、多くの市民が現在の住宅に住み続けながら、その周辺は空家や宅地未利用地が増加していくことが考えられます。

本市では、これまでも計画的な土地利用を推進してきましたが、都市運営コストの縮減が求められている中で、今後は市街地拡大を抑制するための一層の規制が必要です。

今後のまちづくりにおいては、将来人口規模に合わせた市街地のコンパクト化を進めていく必要があります、そのための誘導方策が求められます。

課題2：高齢者等誰もが安心して暮らし続けられる居住環境対策

- <具体的な課題>
- ・郊外部の高齢化対策
 - ・市街地間のネットワーク強化
 - ・自然災害への備え
 - ・公共交通利用者減少への対応

人口減少に加え、高齢化の進行も予測されている中で、特に郊外においては高齢者が安心して生活を維持できる居住環境対策が重要となります。

市民アンケート結果では、居住環境で重要と考えるものは「買い物や通院などの利便性」が約83%ととりわけ高く、以下、「公共交通機関の利便性」が約41%、「治安及び防犯上の安全性」が約39%、「災害時の安全性」が約37%となっています。

市内移動を担うバス交通は、利用者の減少が続いていますが、高齢者等の交通弱者にとっては重要な移動手段であり、買い物や通院時に利用しやすい交通環境が求められています。

また、浸水や風雪等の自然災害へ対応しながら安全に暮らし続けられるまちづくりが重要です。

課題3：市街地中心部の利便性向上

- <具体的な課題>
- ・市街地中心部の再活性化対策
 - ・市街地中心部の都市機能維持
 - ・車社会への対応

市民アンケート結果では、将来の深川市街地と音江、納内、多度志等との関係について「深川市街地にスーパー等の商業施設や医療施設、公共施設を集約するのは基本だが、他の地域でも最低限の商業施設等の機能を確保すべき」が約49%であるなど、市民にとって深川市街地に都市機能が集約されている事が基本認識となっていることがうかがえます。

そのためには、公共施設の集約化や機能の複合化による利便性の向上や、自動車利用が日常化する中での駐車場確保など、交通利便性の高いJR深川駅を中心とした市街地中心部の定住・流入人口を増加するためのまちづくり方策が必要となっています。

3章 まちづくりの方針

深川市における立地適正化に向けた現状の課題を踏まえ、更には、上位・関連計画と整合を図りながら、「まちづくりの方針」「目指すべき都市の骨格構造」「課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）」を設定します。

1 まちづくりの方針

(1) まちづくりの目標

本市の最上位計画である「第五次深川市総合計画」が目指す都市像は「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち ふかがわ」としており、まちづくりを進める上での行政手法のひとつとして「適正な土地利用の推進」を掲げ、都市地域においては、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、既存市街地にある未利用土地の有効活用を図り、コンパクトで魅力的な市街地の形成を図るとしています。

市民アンケートでは、希望するまちの姿は「農業・食・観光を生かした魅力とにぎわいのあるまち」が約7割を占める一方で、将来の市街地範囲については「将来的に市街地の範囲を狭めていくべき」が46%、「現状を維持するべき」は40%と意見が分かれており、人口減少等を見据えながら市民と共に活力ある持続可能なまちづくりを進めていくことが必要といえます。

以上から、本計画におけるまちづくりの目標は『みんなで創る魅力とにぎわいのあるまちづくり』と定め、子どもから高齢者まで誰もが快適な市街地形成を目指します。

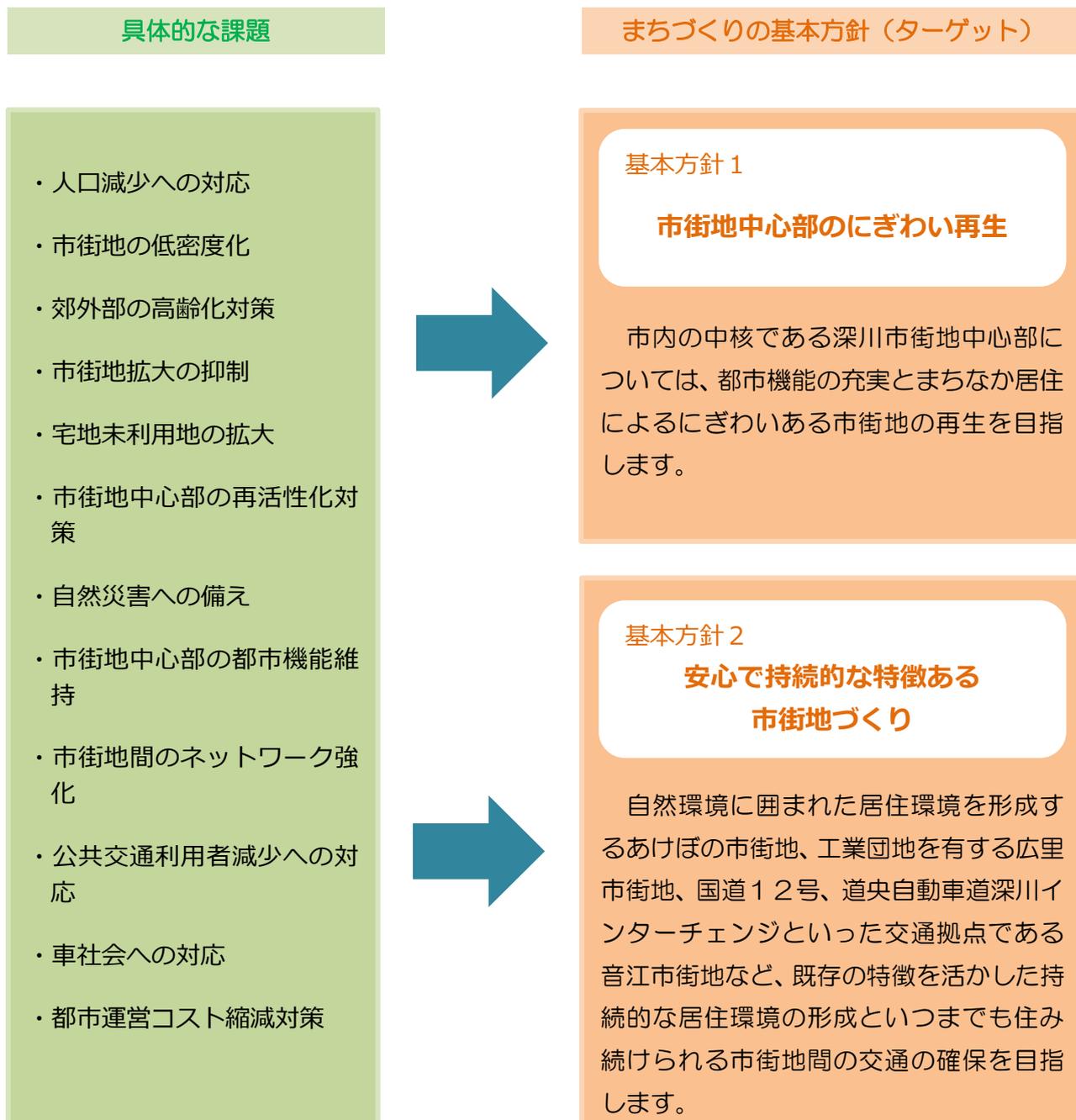
<まちづくりの目標>

みんなで創る魅力とにぎわいのあるまちづくり

(2) まちづくりの基本方針（ターゲット）

まちづくりの基本目標である『みんなで創る魅力とにぎわいのあるまちづくり』を実現していくために、まちづくりの基本方針（ターゲット）を以下のとおり設定します。

図 3-1 課題とまちづくりの基本方針

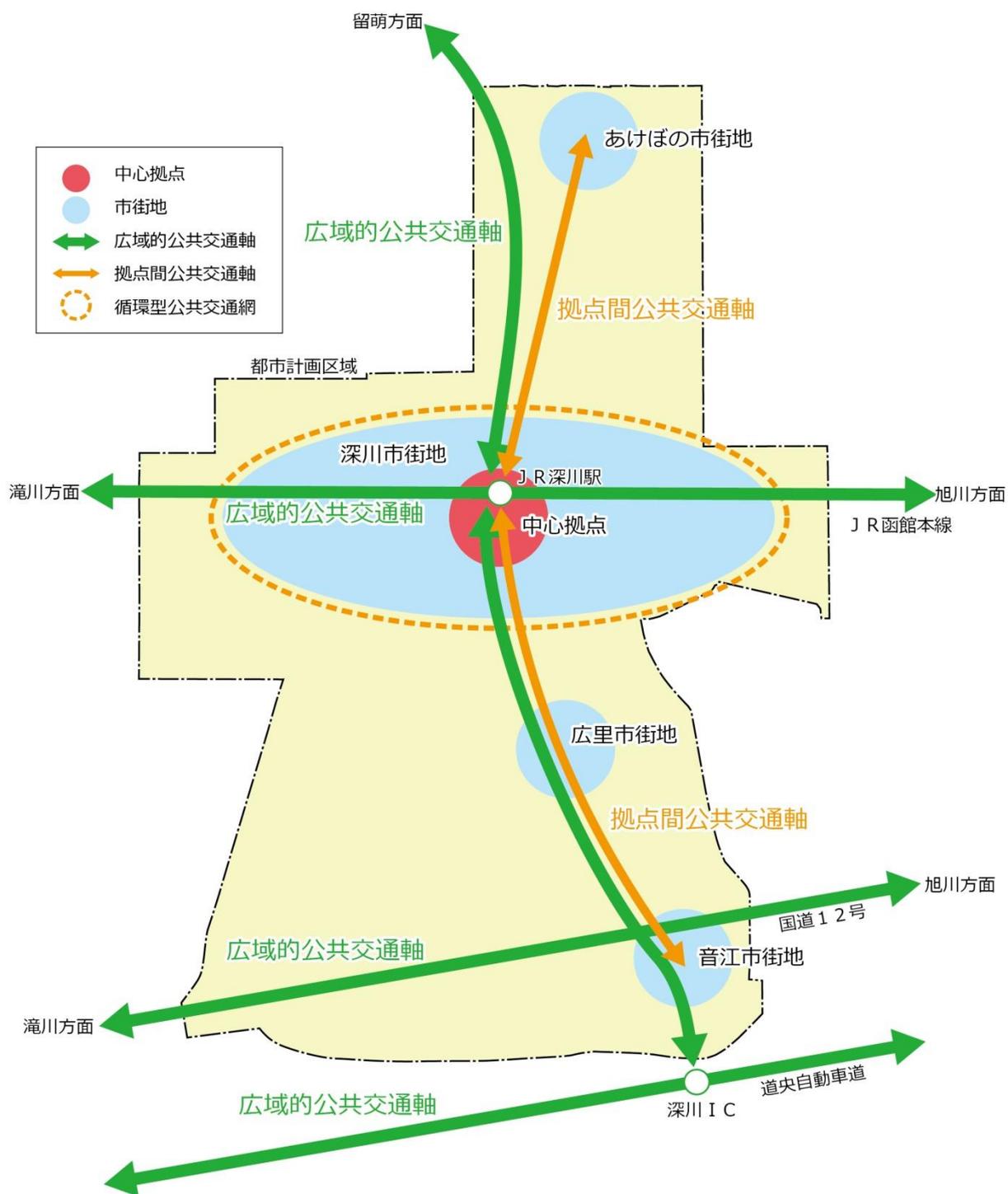


2 目指すべき都市の骨格構造

目指すべき都市の骨格構造は、次のとおり設定します。

- 本市の中心拠点は、JR深川駅前とし、都市機能の充実と居住誘導を進めます。
- JR深川駅は交通結節点とし、広域間の交通軸を形成するとともに、市内路線バスを主体とした各市街地間を結ぶ拠点間公共交通軸と深川市街地内の循環型交通網を形成します。

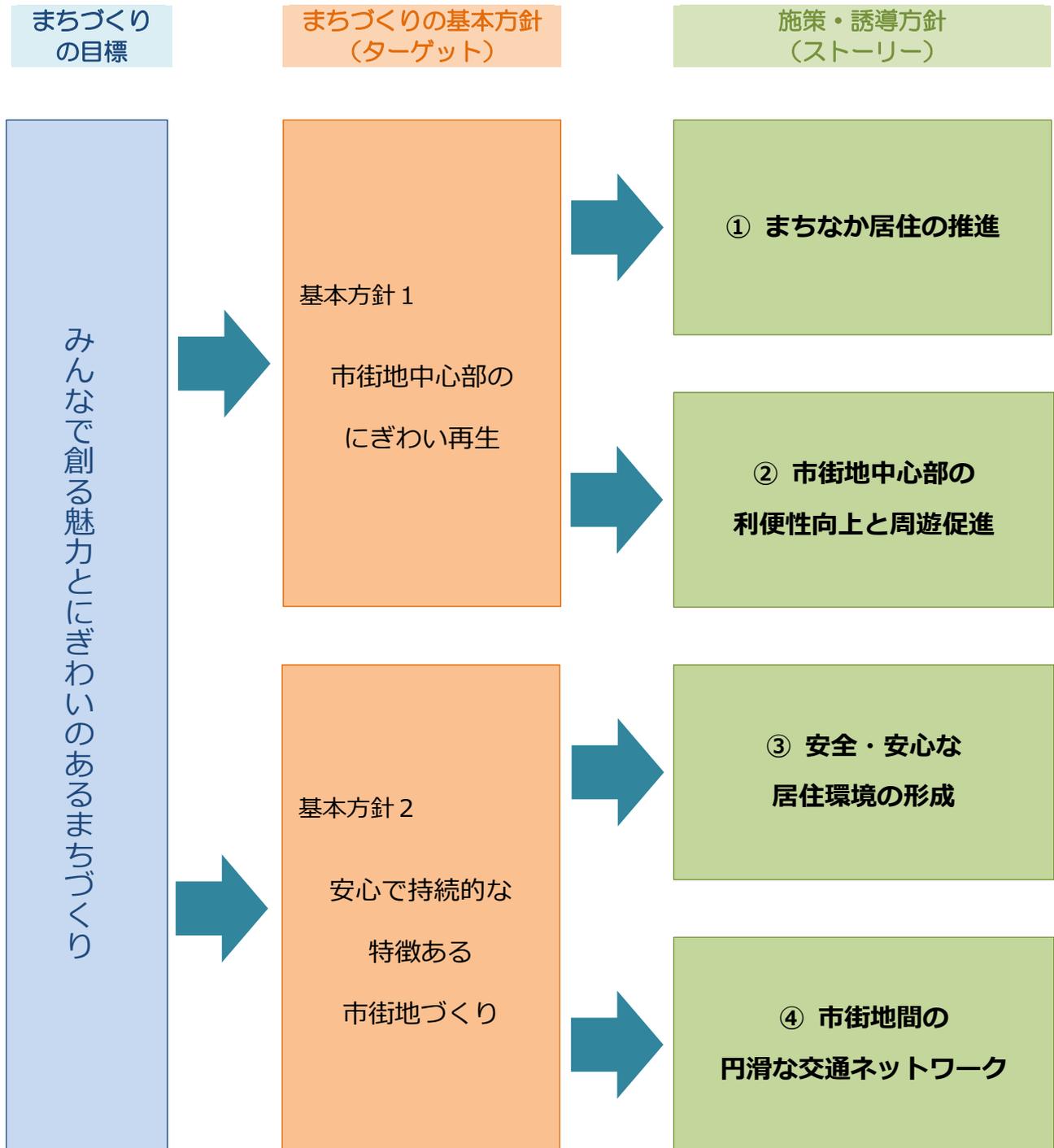
図 3-2 都市の骨格構造



3 課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）

まちづくりの目標及びまちづくりの基本方針（ターゲット）を実現するため、課題解決に向けた施策・誘導方針（ストーリー）を以下のとおり設定します。

図 3-3 施策・誘導方針（ストーリー）体系図



① まちなか居住の推進

- 深川市街地内に居住誘導区域を設定し、まちなかへの居住を誘導します。
- 居住誘導区域内への定住化や空き地の有効活用を図る方法を検討します。
- 立地誘導促進施設協定によるまちづくり団体等が空き家や空き地を共同で整備・管理する公共空間や施設の創出を促進します。
- 市営住宅については、深川市住生活基本計画や深川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、居住誘導区域内での集約化を検討します。【建築住宅課】

② 市街地中心部の利便性向上と周遊促進

- JR深川駅を中心とした区域に都市機能誘導区域を設定し、都市機能の集積化を促進します。
- 空き店舗や空き地を活用して集客施設を設置した場合や、商業用店舗等を開設した場合の助成施策による都市機能誘導区域内のにぎわい向上を図ります。【商工労政課】
- 老朽化の進む公共施設の更新・集約化を進め、都市機能の向上を図ります。【企画財政課】
- 地域交流センターやバスターミナル等交通結節点を含めた複合施設整備の検討を進めます。【生涯学習スポーツ課・企画財政課】
- 都市機能誘導区域内の駐車場確保による歩行者の利便性及び安全性の向上のため、当該区域内に公共施設の建築を計画する際は、必要に応じた規模の駐車場を適切に設置することを検討します。また、必要に応じて駐車場配置適正化区域の設定や集約駐車施設等の設置を検討します。
- 公共施設や歩行空間のバリアフリー化と無電柱化を進め、来訪者の周遊を促進します。
- 商店街や飲食店街と連携したまちなかに賑わいをつくり出すための取り組みを推進します。【商工労政課】
- 必要に応じて点在する狭小な空き地や空き地を集約し活用していく低未利用土地権利設定等促進計画の策定を検討します。
- 必要に応じて用途地域を変更し都市機能施設の誘導を図ります。

③ 安全・安心な居住環境の形成

- 用途地域内で住宅と農地が混在する地域については、田園住居地域[※]への用途地域変更を検討し、開発規制及び建築規制による良好な居住環境と営農環境の形成を図ります。
- 深川市地域防災計画と連携した防災関連施策に取り組みます。【自治防災室】
- 冬期間の除排雪に取り組みます。

④ 市街地間の円滑な交通ネットワーク 【企画財政課】

- 深川市地域公共交通網形成計画と連携しながら、市街地間の交通ネットワークの充実を図ります。
 - ・市民ニーズに対応した市内循環バスを運行します。
 - ・深川市街地中心部とあけぼの、広里、音江市街地を結ぶ路線バスの利用者を増やすため、バス事業者と連携を図ります。
 - ・公共交通空白地域におけるデマンド型乗合タクシー等の導入を検討します。

※田園住居地域：

平成30年4月1日に住居系用途地域の一類型として創設。農業の利便の増進を図つつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。

4章 誘導区域・誘導施設の設定

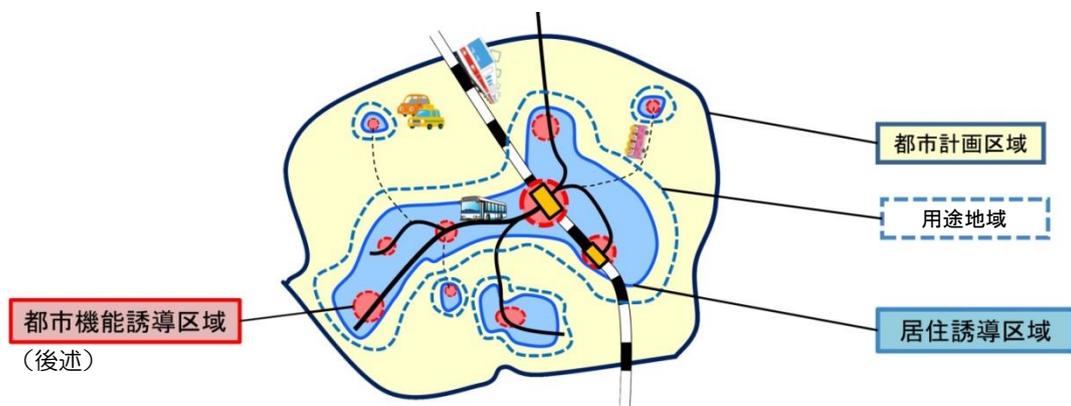
1 居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域設定の考え方

都市計画運用指針では、居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域であるとされています。

本市においては、約20年後である令和22年の将来人口が平成27年の6割程度になると推計されており、その中でも日常生活サービスが持続的に確保されるように、都市機能施設が集積し、市内公共交通拠点となっている深川市街地内に居住誘導区域を設定します。

図4-1 区域設定の概念図



出典：国土交通省資料（一部加工）

(2) 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、都市機能や居住が集積し公共交通の利便性が確保されている次の3項目を満たす区域と設定します。

a. 都市機能や居住が集積している区域

現時点で都市機能や居住が集積する区域を設定することとし、平成27年における人口集中地区（DID）を基本に、土地の現況を踏まえて設定します。

b. 公共交通による利便性が確保されている区域

市内の主たる公共交通であるバスの利便性が確保されている区域を設定することとし、バス停から徒歩圏（半径300m）の範囲内を基本に、土地の現況を踏まえて設定します。

c. 上記区域のうち、居住誘導区域に含めることが適当ではないと判断される区域

深川市街地は、想定最大規模（年超過確率1/1000程度）の降雨の場合、ほぼ全域で5m未滿の浸水が想定されています（13ページ参照）。

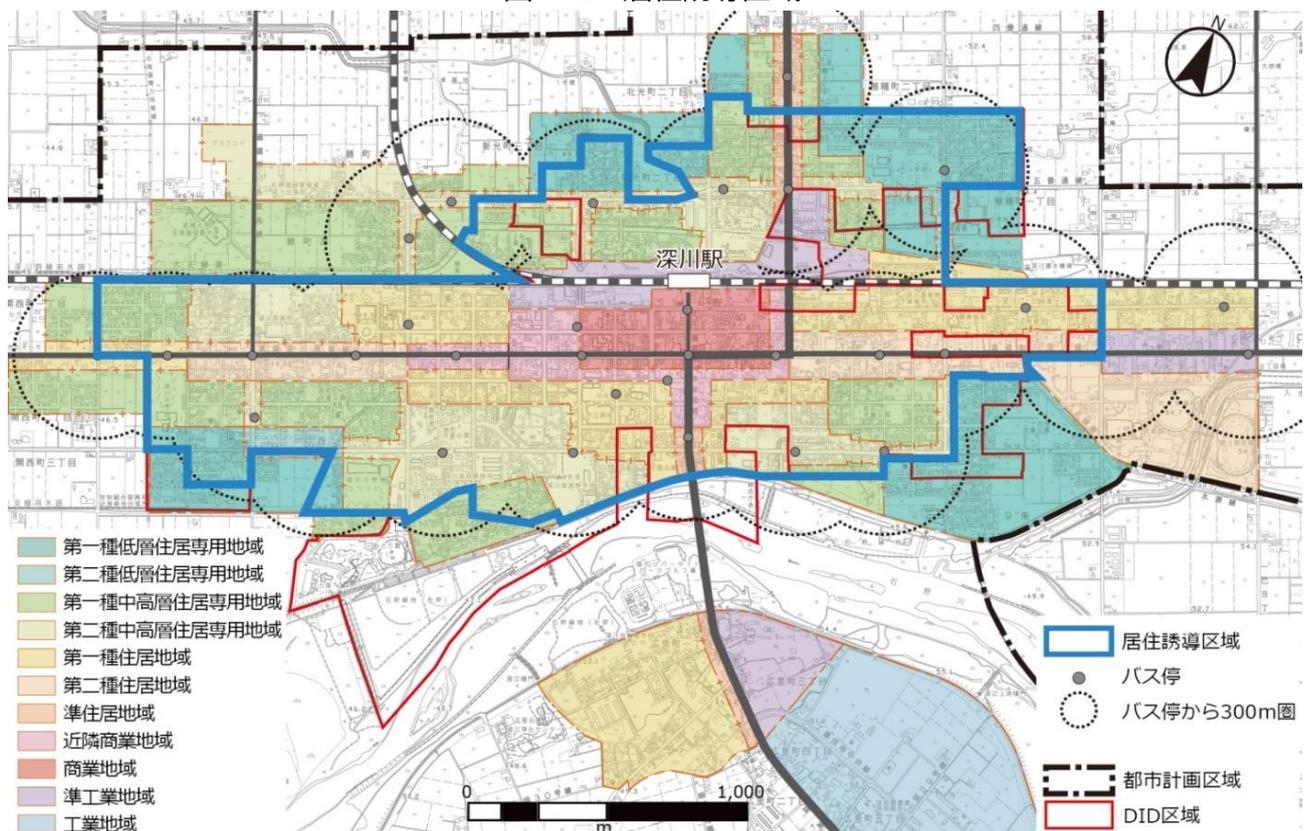
浸水想定が3m未滿の区域については、建物2階以上への垂直避難で対応できますが、3~5m未滿の区域については建物3階以上への垂直避難が必要となります。第一種または第二種低層住居専用地域は、低層の戸建住宅が立ち並ぶ区域であり3階以上の建物が立地する可能性が低いことから、第一種または第二種低層住居専用地域で浸水想定が3~5m未滿の区域については、居住誘導区域に含まないこととします。

浸水想定区域内における安全確保の考え方（防災対策）【自治防災室】

「深川市強靱化計画（策定中）」及び「深川市地域防災計画」に基づき、以下の防災対策を図ります。

- 河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進します。
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能の確保を求めています。
- 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、各種通信媒体を用いた伝達手段の多重化、多様化を検討していきます。
- 防災ガイドブックに基づく防災訓練を実施するとともに、洪水予報・水位到達情報の伝達方法、避難場所などについて、情報等を視覚的に表したハザードマップを活用し、住民に周知します。
- 浸水想定区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設は、避難に要する時間を考え、施設管理者と連携し避難活動に取り組みます。
- 市内に居住する要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する避難行動要支援者を把握し避難支援等関係者の協力を得て安全に避難行動要支援者が避難を行えるよう体制の整備に努めます。
- 防災に関する様々な各種データや過去に起こった大災害の教訓を生かし、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進します。
- 地域における自主的な防災活動を推進するため、防災リーダーの育成に努めます。
- 自主防災組織の組織化と育成に努めます。

図4-2 居住誘導区域



2 都市機能誘導区域・誘導施設の設定

(1) 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市計画運用指針では、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき区域であるとされています。

本市においては、深川市街地内のうち、都市機能が一定程度充実している区域、並びに深川市バリアフリー基本構想区域とほぼ同じ区域に都市機能誘導区域を設定します。

(2) 都市機能誘導区域の設定

a. JR函館本線の南側

北側区域界は、商業・医療・行政など都市機能が集積するJR函館本線の南側とします。

尚、JR函館本線の北側は土地区画整理事業を実施し、良質な居住環境が整備されたことから、都市機能誘導区域とせず居住誘導区域に設定し、居住の推進を図ります。

b. JR深川駅を中心とした本町通沿道

商店街が形成されているJR深川駅を中心に本町通（都市計画道路）沿道とします。

c. 医療・文化・行政機能を含有

- 南側区域界は、深川市立病院をはじめ民間医療施設が集積している区域を含む公園通（都市計画道路）までとします。
- 西側区域界は、文化機能の中心である生きがい文化センター、図書館を含む区域とします。
- 東側区域界は、行政機能の中心である市役所、保健所、空知総合振興局合同庁舎を含む区域とします。

図4-3 都市機能誘導区域

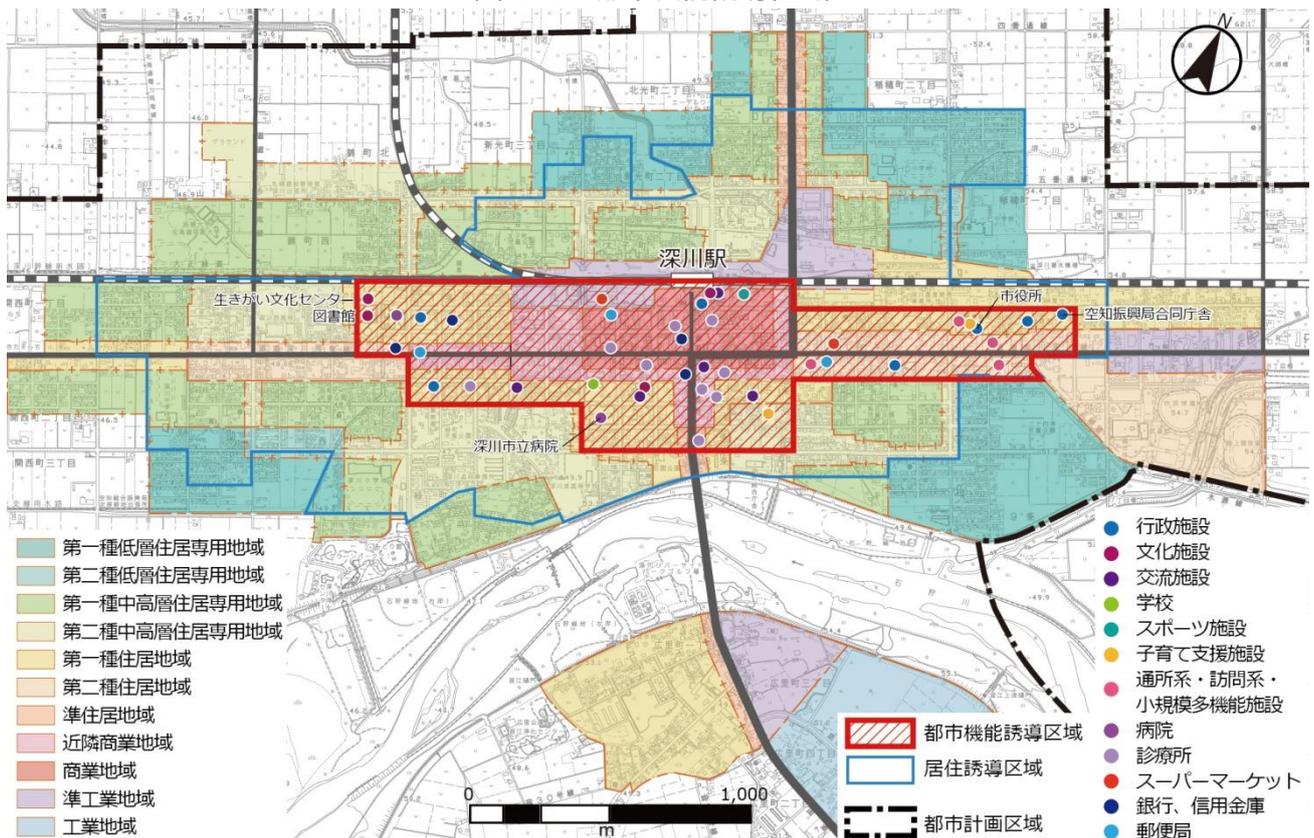
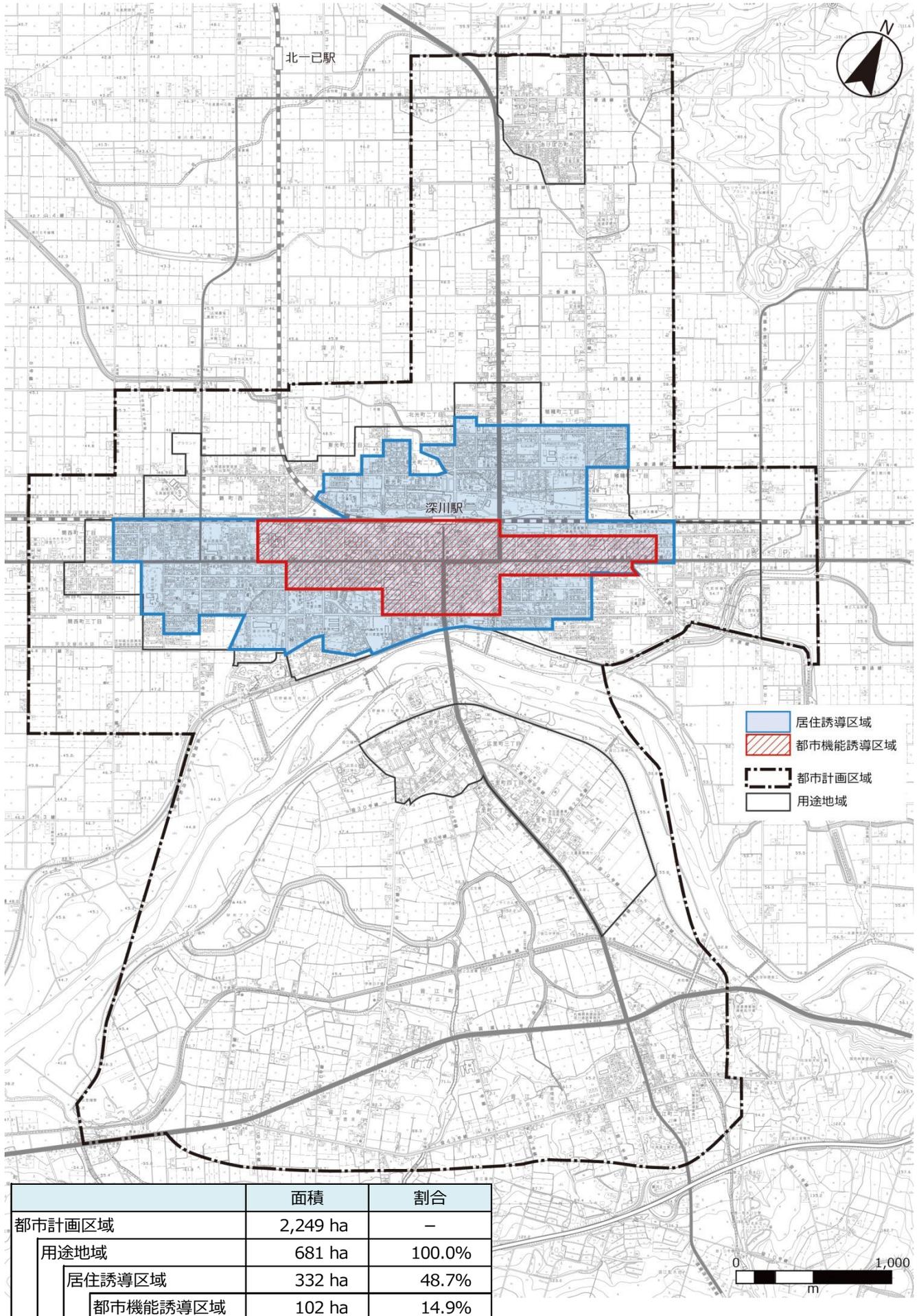


図4-4 居住誘導区域・都市機能誘導区域のまとめ



(3) 誘導施設の設定

a. 基本的な考え方

都市計画運用指針では、誘導施設は、都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものとされています。

都市機能誘導区域が設定されている深川市街地は、北空知の中核としての公共公益施設や広域的な医療施設、複数の商業機能が立地しており、市内外から多くの方が利用しています。

またアンケート結果では、居住環境で重要と考えるもの（複数回答）は「買い物や通院などの利便性」が8割を占めています。

誘導施設は、人口減少が進む中においても北空知の中核及び深川市の中心拠点として都市機能の維持を図ることを目指して設定します。

b. 誘導施設の設定

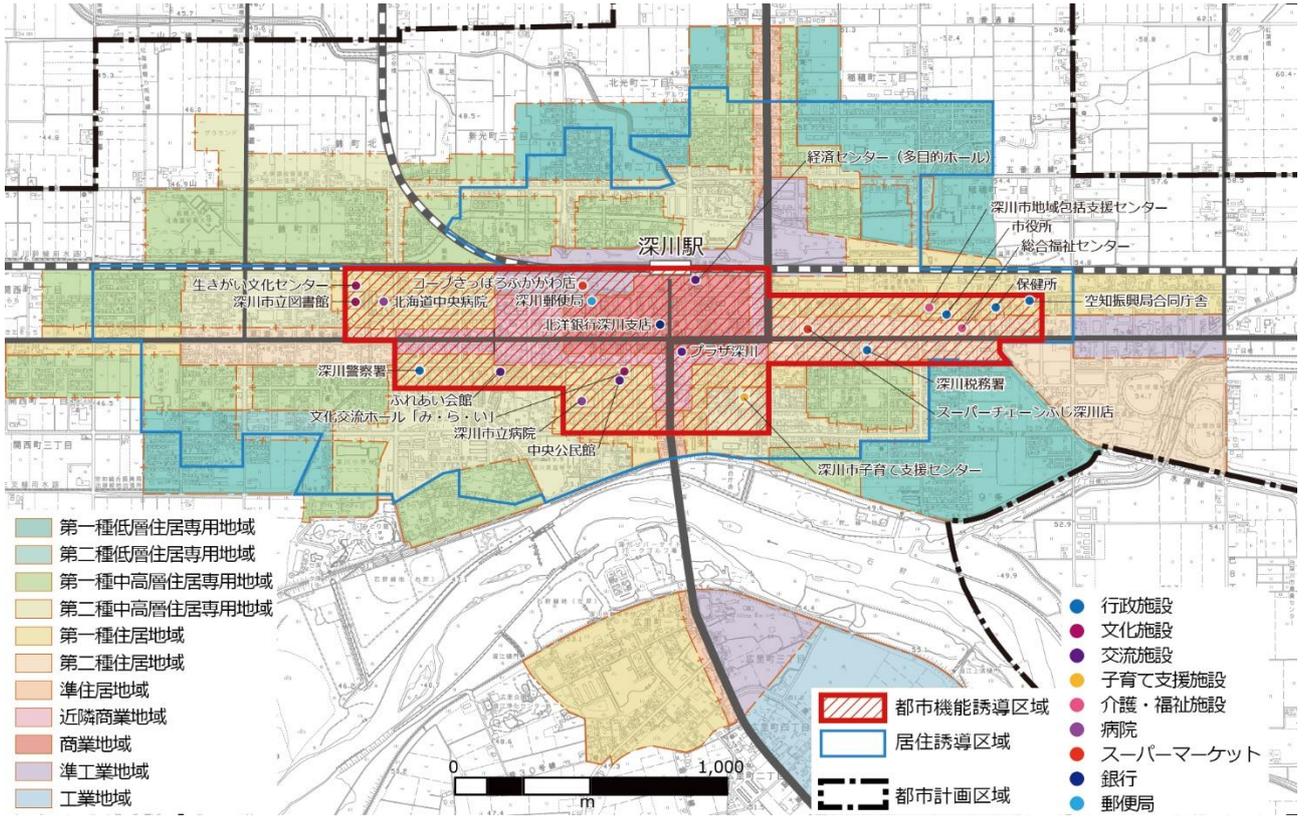
誘導施設は、次の2点を踏まえて、都市機能誘導区域内に下表のとおり設定します。

- ①北空知の中核施設
- ②深川市の中心拠点施設

表 4 - 1 都市機能誘導施設一覧

分類	誘導施設	定義	施設誘導（転出抑制）の考え方		現状 立地 状況
			①北空知の 中核施設	②深川市の 中心拠点施設	
行政 施設	市役所	深川市役所（支所は除く）		○	○
	道の行政施設	総合振興局庁舎、保健所、警察署（交番は除く） その他行政窓口を有する施設	○		○
	税務署	財務省設置法第24条第1項に規定する税務署	○		○
文化・ 交流 施設	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館		○	○
	拠点的な交流施設	ホールや会議室・研修室等の貸館機能を有し、市民の交流促進、文化創造、生活向上を図る施設のうち中核となる施設（コミュニティセンター等市内各市街地に位置する施設は除く）		○	○
子育て 支援 施設	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する施設		○	○
介護・ 福祉 施設	地域包括支援センター	介護保険法第115条の4第1項の規定する施設		○	○
	総合福祉センター	深川市総合福祉センター条例に規定する施設		○	○
医療 施設	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院	○	○	○
商業 施設	生鮮食料品を扱う 大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗のうち生鮮食料品を扱うもの	○	○	○
金融 施設	銀行	銀行法第2条第1項の規定する銀行の店舗	○	○	○
	地域拠点となる郵便局	ゆうゆう窓口を有する郵便局	○		○
交通 拠点 施設	バスターミナル （複合交通センター）	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル	○	○	

図 4-5 誘導施設立地状況



令和2年7月末現在

5章 届出制度

1 誘導区域外における届出

都市再生特別措置法では、市町村が居住誘導区域外における住宅開発等や都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動きを把握できるよう届出制度が定められています。

(1) 居住誘導区域外における届出

深川市立地適正化計画の計画区域（都市計画区域内）のうち居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する30日前までに市長への届出が義務付けられます。

開発行為 <ul style="list-style-type: none">○ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為○ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	3戸の開発行為  届
	1戸の開発行為（例：1,300㎡）  届
	2戸の開発行為（例：800㎡）  不要
建築等行為 <ul style="list-style-type: none">○ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合○ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（上記建築等行為）とする場合	3戸の建築行為  届
	1戸の建築行為  不要

(2) 都市機能誘導区域外における届出

深川市立地適正化計画の計画区域（都市計画区域内）のうち都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する30日前までに市長への届出が義務付けられます。

開発行為 <ul style="list-style-type: none">○ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
開発行為以外 <ul style="list-style-type: none">○ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合○ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合○ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

2 誘導区域内における届出

(1) 都市機能誘導区域内における届出

都市再生特別措置法では、市町村が誘導施設の休廃止を事前に把握できるよう届出制度が定められています。

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、その30日前までに市長への届出が義務付けられます。

6章 都市機能および居住を維持・誘導するための施策

コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるための具体的な施策を整理します。

1 誘導区域における施策

(1) 居住誘導区域内における誘導施策

a. 低未利用土地の流通促進 【建築住宅課】

居住誘導区域内での低未利用土地の流通促進に向け、深川市空き家・空き地バンクを通して市内および市外へ情報を発信していきます。

b. 歩いて暮らせる住環境の整備促進

居住誘導区域内については、深川市バリアフリー基本構想に基づく歩道のバリアフリー化や街路灯の設置、除排雪の充実など既存の道路網を活かした歩いて暮らせる住環境の整備を図ります。

c. 狭あい道路の拡幅等道路整備促進

既存の狭あいな私道について、市道認定基準を満たさない私道の用地拡幅に係る分筆等の費用の助成を継続して実施し、良好な市街地形成に向けた整備を行います。

d. 効果的・効率的な市営住宅整備の推進 【建築住宅課】

市営住宅については、深川市公営住宅等長寿命化計画に基づき整備を進め、居住誘導区域内において市営住宅の建替え等を行う際には、集約化を検討します。

(2) 都市機能誘導区域における施策

a. 公共施設の集約・更新等による誘導施設整備の推進 【企画財政課・生涯学習スポーツ課】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する「深川市公共施設等総合管理計画」の基本方針では、老朽化により施設等の維持管理が困難かつ活用が見込まれない場合には、統廃合及び除却などによる最適な配置を検討していくと示しています。また、公共施設の考え方では、新たな施設整備については、施設の性格、必要性及び運用コストを慎重に検討し、単独整備よりも施設の複合化・集約化を優先することと示しています。

以上の方針を踏まえながら、次の公共施設の集約・更新等による誘導施設整備について検討を行い、都市機能誘導区域内における機能向上を図ります。

- 中央公民館や文化・芸術ホールみ・らい、市立病院が立地する中心市街地地区（仮称）については、公共施設の集約により更なる利便性の向上や、まちなかの拠点となるよう、地域交流センターやバスターミナル等交通結節点を含めた複合施設整備の検討を進め、あわせて用途地域の変更を検討します。
- 市庁舎や健康福祉センターなどが立地する市庁舎周辺地区（仮称）については、市庁舎の建て替え予定地であり、コンパクトな市街地をより推進するために公共施設の集約化や利便性の向上を目的として、用途地域の変更を検討します。

整備事業に当たっては、都市構造再編集中支援事業、都市・地域交通戦略推進事業、都市再生整備計画事業等の国の支援措置を活用します。

b. 歩行空間等の整備

- 都市機能誘導区域内の居住者・来訪者の周遊を促進するため、市街地内の各拠点（駅、行政、医療、商店街など）を連絡する区間の無電柱化やバリアフリー歩道の整備を進めます。
- 主要な交差点などにおけるポケットパークなど潤いのある緑地空間の整備や、公共施設・商業施設等の建替えにあわせたオープンスペースの整備を促進します。
- 歩行者の利便性及び安全性の向上のため、都市機能誘導区域内に公共施設等の誘導施設を計画する際は、必要に応じた規模の駐車場を適切に設置することを検討します。また今後、必要に応じて駐車場配置適正化区域の設定や集約駐車施設等の設置を検討します。

c. 民間事業者の立地・出店促進 【商工労政課】

- 都市機能誘導区域内で空き店舗や空き地を活用して集客施設設置、または商業用店舗等開設した場合の支援措置について、既存支援措置の活用などの検討を行い、にぎわい向上を図ります。
- 民間事業者による誘導施設整備に当たっては、国の支援措置や税制上の特例措置等の活用に向けた情報提供などを行うとともに、必要に応じて都市計画変更の検討を行います。

2 その他の施策

(1) 低未利用土地に対する施策

a. 低未利用土地利用等指針等

誘導施設や住宅の立地誘導を進める上で、空き地・空き家等の低未利用土地の利用促進や発生の抑制等に向けて適切な対策を図るため、土地の現状を把握した上で、低未利用土地の利用及び管理に関する指針（以下「低未利用土地利用等指針」）を定めます。

① 低未利用土地利用等指針

1) 利用指針

- 居住誘導区域内：
 - 既存住宅の再生を推奨すること
 - 良好な居住環境整備のための広場や施設等の利用を推奨すること
 - 冬期間における居住環境整備のための地域の雪堆積場としての利用を推奨すること
- 都市機能誘導区域内：
 - 都市機能施設利用者や居住者の利便を高め、にぎわいを創出する広場や施設等の利用を推奨すること

2) 管理指針

- 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう定期的な除草や清掃、不法投棄等の予防措置など、自らの責任において空き地及び空き家等の適切な管理を行うこと

② 低未利用土地権利設定等促進事業区域

1) 低未利用土地権利設定等促進事業区域の設定

居住誘導区域

2) 低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項

- 促進すべき権利設定等の種類：
 - 地上権、賃借権、所有権等
- 立地を誘導すべき誘導施設等：
 - 都市機能誘導区域における誘導施設、居住誘導区域における住宅 等

b. 「低未利用土地権利設定等促進計画」や「立地誘導促進施設協定」の活用検討

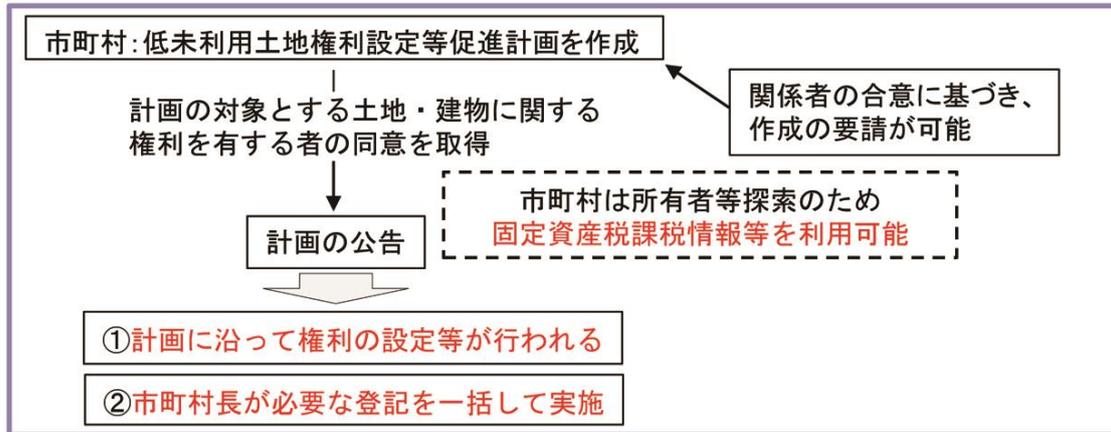
都市機能誘導区域又は居住誘導区域において低未利用土地の積極的な利用促進を図るため、複数の土地の利用権等を交換・集約等を行うことができる「低未利用土地権利設定等促進計画」制度、及び地域住民やまちづくり団体が共同で空き地・空き家を活用した交流広場等の施設整備・管理を円滑に行うための「立地誘導促進施設協定」制度の活用について検討します。

低未利用土地権利設定等促進計画制度

○概要（立地適正化計画の誘導区域が対象）

低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成することができる。

○制度フロー



立地誘導促進施設協定制度

○概要（立地適正化計画の誘導区域が対象）

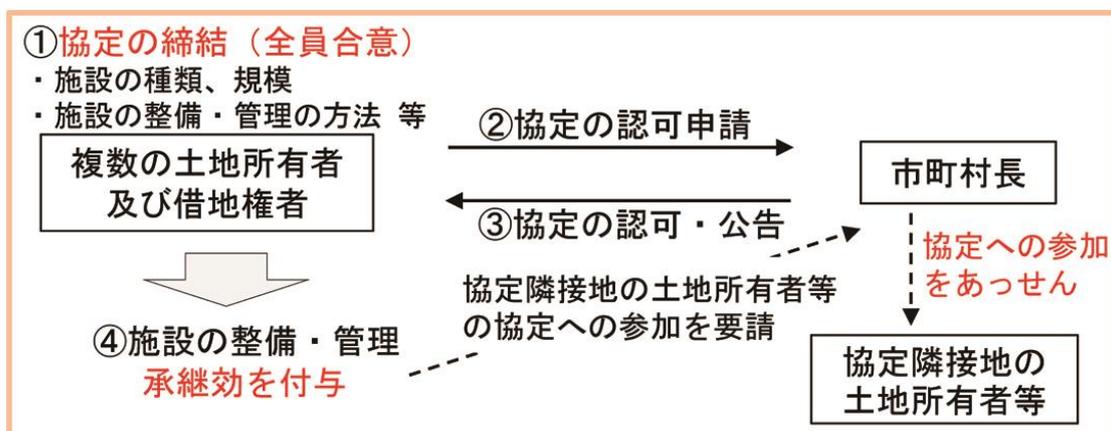
レクリエーション用の広場（交流広場）、地域の催しの情報提供のための広告塔（インフォメーションボード）など、地域コミュニティやまちづくり団体（土地所有者等）が共同で整備・管理する空間・施設（commons）について、地権者合意により協定を締結（都市再生推進法人などが管理）

（※）低未利用土地権利設定等促進計画により集約された低未利用地を「commons」として整備・管理することも想定

⇒地域の幅広いニーズに対応し、必要な施設を一体的に整備・管理するなど、地域コミュニティによる公共性の発揮を誘導

- 協定を締結した後に地権者になった者にも効力を及ぼす「承継効」を付与
- 市町村長が周辺地権者に参加を働きかけるよう、協定締結者が市町村長に要請できる仕組みを併せて措置

○制度フロー



出典：立地適正化計画策定の手引き（国土交通省 平成30年4月25日改訂）

(2) 公共交通ネットワーク施策 【企画財政課】

a. 各市街地を結ぶ公共交通の確保

深川市地域公共交通網形成計画と連携しながら、以下の取り組みを行います。

- 拠点間公共交通軸の確立に向けて、深川市街地中心部とあけぼの、広里、音江市街地を結ぶ路線バスを維持・確保します。
- 深川市街地内を中心に市民ニーズに対応した市内循環バスを運行し、循環型公共交通網を確立します。
- MaaS*の導入を進める国や北海道等との連携、公共交通に関するAI・ICTなどの未来技術の研究を行います。

※MaaS (Mobility as a Serviceの略) :

出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な手段をシームレス(切れ目なく)に提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念のこと。具体的にはスマートフォンアプリを用いて、出発地から目的地までの移動手段の検索・予約・決済を一括して行えるサービスなど。

b. 公共交通空白地域の解消

深川市地域公共交通網形成計画と連携しながら、以下の取り組みを行います。

- 公共交通空白地域におけるデマンド型乗合タクシー等の導入を検討します。

c. 交通結節機能の強化

深川市は、札幌市を中心とする道央と旭川市を中心とする道北方面、及び留萌方面との交通結節点にあることから、広域公共交通および市内公共交通の交通結節機能の強化に向けたバスターミナル等の整備検討を行います。

7章 目標値の設定と評価方法

1 目標値の設定

3章で設定したまちづくりの基本方針（ターゲット）に対する定量的な目標を以下のとおり定めます。

基本方針1：市街地中心部のにぎわい再生

- 深川市街地における居住誘導区域の設定によって、まちなか居住を推進するとともに人口減少を抑制することを目標とします。

目標値	現状（平成27年）	目標（令和23年）
全人口に対する 居住誘導区域内人口割合	46.4% (10,162/21,909人)	60% (7,860/13,100人)

※自然減少による令和22年の全人口に対する居住誘導区域内人口割合の想定は約55%（7,230/13,100人）

- 中心市街地における都市機能誘導区域の設定によって、誘導施設の維持・増加を目指します。

目標値	現状（令和2年）	目標（令和23年）
誘導施設の立地割合 （都市機能誘導区域内）	92.8%	100%

※誘導施設立地種類/誘導施設種類数（14種）の合計

2 計画の評価

（1）評価方法

前節で掲げた目標値については、概ね5年ごとに進捗状況を確認し、施策の評価・検証を行います。

（2）見直し方針

本計画は22年後を目標とした計画ですが、本市を取り巻く社会情勢の変化や国や道、市の上位計画などの変更、まちづくりの進捗状況などを勘案し、必要に応じて計画の見直しを行います。

